

令和 7 年 3 月 6 日 (木曜日)

令和 6 年度南三陸町議会 3 月会議会議録

(第 3 日目)

令和7年3月6日（木曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長 兼歌津総合支所長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君

町民税務課長	高橋伸彦君
保健福祉課長	及川貢君
環境対策課長	菅原義明君
農林水産課長	遠藤和美君
商工観光課長	宮川舞君
建設課長	及川幸弘君
会計管理者兼会計課長	男澤知樹君
上下水道事業所長	山内徳雄君
南三陸病院事務部事務長	佐藤宏明君
教育育長	齊藤明君
教育委員会事務局長	芳賀洋子君
代表監査委員	横山孝明君
監査委員事務局長	佐藤正文君
選挙管理委員会事務局書記長	千葉啓君
農業委員会事務局長	遠藤和美君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤正文
主事	小野真里

議事日程 第3号

- 令和7年3月6日（木曜日） 午前10時00分 開議
- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 報告第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例制定に係る専決処分の報告について
- 第 4 報告第11号 南三陸町監査委員条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分
の報告について
- 第 5 報告第12号 南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定
に係る専決処分の報告について

- 第 6 報告第 13 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
- 第 7 発議第 3 号 南三陸町議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について
- 第 8 議案第 56 号 南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 57 号 南三陸町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第 10 議案第 58 号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 11 議案第 59 号 南三陸町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 12 議案第 60 号 南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 13 議案第 61 号 南三陸町スポーツ交流村設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第 14 議案第 62 号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 15 議案第 63 号 南三陸町高額療養費等貸付基金条例を廃止する条例制定について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 11 まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。本日も御苦労さまでございます。

大船渡の火災も昨日からの雨で鎮火に向かっておるようでございまして、ほっとしておるところでございます。

3月会議3日目でございます。どうぞよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、3番高橋尚勝君、4番須藤清孝君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告7番、今野雄紀君。質問件名1、観光業の振興について。2、震災の風化防止への取組について。以上2件について、今野雄紀君の登壇発言を許します。今野雄紀君。

〔10番 今野雄紀君 登壇〕

○10番（今野雄紀君） おはようございます。

一般質問させていただきます。

本日2件、観光業の振興についてと震災の風化防止への取組についてということについて質問させていただきます。

壇上より1件目、観光業の振興についてということで、質問の相手は町長及び教育長にお願いしたいと思います。

質問の要旨といたしましては、通告書にあるとおり、長期総合計画の中に「観光資源を最大限に活用し、地域経済の活性化、観光交流事業のさらなる発展を目指す」と掲げられている。昨今、集客、交流人口の過多だけで地域経済に寄与しているのだろうかなどという新聞報道もされている。

改めて、町内各地区、歌津、入谷、戸倉、志津川におけるこれから着地型・滞在型への現

状、取組について伺いたいと思います。具体的な例としましては、集客数、入込数など交流人口の無限なる拡大で観光産業の地域経済に寄与させる未来はあるのか。

2つ目としましては、町内の各4地区における滞在型・着地型観光への現状、そして今後の取組状況について伺いたいと思います。

3点目、さきに開かれた住民懇談会の中で「パークゴルフ場が町民の福祉向上のため必要だ」という意見があった。県内で施設がないのは女川と当町だけというパークゴルフ場の整備について、その所見を伺いたいと思います。その際、今回角度を変えるという意味で、海の見える場所につくって、滞在型の観光にも寄与させる考えはないかということで伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

珍しく爽やかなジャケットを着ておられますので、今日は爽やかなやり取りをしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、今野雄紀議員の1件目の御質問、観光業の振興について、私からは1点目から3点目まで、質問の3点目については教育長から答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

初めに、御質問の1点目です。

集客数、入込数など交流人口の無限なる拡大で観光産業の地域経済に寄与させる未来はあるのかということですが、本町の観光客入込数は、震災以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や物価高騰、繁忙期の天候不良など不測の影響を受けながらも、おおむね100万人前後で推移をしております。

また、これによる経済効果ですが、宮城県観光動態調査で示す算出方法による試算で申し上げますと、令和5年の本町の実績は、入込客数122万5,000人に対する観光消費額直接効果額は県内客で約45億4,000万円、県外客で約32億円、合計77億4,000万円ほどとなっております。これらの消費が地域の中で効果的に循環しているのかどうかのさらなる検証は必要ではあるものの、この他の間接効果も考えれば、地域経済に寄与する未来はあるものと考えているところであります。

次に、御質問の2点目、町内の各4地区における滞在型・着地型観光への現状、今後の取組についてお答えをいたしますが、町内4地区それぞれの地域の取組は多岐にわたりますが、例えば入谷地区では入谷の里山活性協議会が食事メニューの開発や農業体験の受入れなどを

行い、また歌津地区では南三陸を化石で盛り上げる会「H o o k e s (ほっけす)」が化石資源を生かした発掘体験の受入れや地域の子供たちを巻き込んだ商品開発を行っております。さらには、戸倉地区では若手の漁師で結成した S e a B o y s (シーボーイズ) が主体となって、自然、産業、人、食を楽しむファンミーティングを定期的に開催するなど、いずれも着地型観光の実践例となるすばらしい取組を継続されております。

本町では、平成21年の観光協会による旅行業登録を契機に、滞在型・着地型観光の推進を打ち出し、地域事業者と共に勉強会などを重ね、地域ガイドの育成や着地型旅行商品の開発に取り組んできました。引き続き着地型観光を推進しつつ滞在型につなげていくには地域内の連携と主体性が重要であることから、地域のニーズ等を伺いながら連携を図っていきたいというふうに思います。

御質問の3点目なんですが、「パークゴルフ場がないのが南三陸と女川だけ」と書いてありますが、県内の約半分がパークゴルフ場をお持ちでないので、半分は持っていますが、半分は持っていないので、うちと女川だけという認識は違うと思いますので、そこはよろしくお願いしたいと思います。

3点目のパークゴルフ場の整備についての所見であります、過去にも今野議員や他の議員からも同様の質問を受け、お答えをさせていただきましたが、これまでの答弁のとおり、現状ではパークゴルフ場の整備は困難と考えております。

続いて、教育長から答弁をさせます。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） おはようございます。

それでは、私から、今野雄紀議員の御質問の3点目、パークゴルフ場の整備についてお答えいたします。

初めに、県内のパークゴルフ場につきましては、公益社団法人日本パークゴルフ協会の公認コースとして13市町村に、非公認コースとして複数の市町村において整備されているところであります、議員御質問の「女川町と本町だけが施設がない」といった認識は持っておりません。

本町には、御承知のとおり、インドアスポーツとアウトドアスポーツのそれぞれに対応したスポーツ施設が整備されているところです。教育委員会といたしましては、既存の施設の計画的な改修等による環境整備により、町民の生涯スポーツの振興をはじめ合宿誘致や大会誘致等を通した観光振興に寄与してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 先ほど町長に答弁いただきましたけれども、やり取りの前に、大枠でと
いうか、基本的な考えを伺いたいと思います。

この一般質問の後に予算委員会があるわけですけれども、所信表明の中にうたわれている
「地域産業の持続発展」ということで、「観光消費の拡大による地域経済の活性化、活力を」
というそういうことを町長は申しています。あと、高付加価値資源を活用し、宿泊・滞在型
観光の強化、国際相互交流の推進等をうたっていますが、そこで伺いたいのは、観光消費額
の拡大の戦略というか、あともう1点は高付加価値資源の充実方法等、簡単でよろしいです
ので伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、観光客の入込数、おかげさまで100万人前後ですと推移
していると先ほどありましたように、これは紛れもなく、町というだけではなくて、町民の
皆さんのがいろいろな仕掛けをしていただいて、そこの中でたくさんの皆さんにおいでをいた
だいて、地域経済の効果が広がっているということがございますので、そういう方向性とい
うのは町として大きな流れということになりますので、今後ともそういう形の中で進めて
いきたいというふうに思います。

あわせて、我々として課題だと思っているのは、どちらかといえば、いかにこの町に長く滞
在していただけるかということが経済効果の面においては非常に大きいというものがござい
ますので、できれば、滞在をいかに長くするか、あるいは宿泊をちゃんとしてもらうかとい
うことが町としての経済の大きなうねりになっていくと思いますので、そういう取組にしつ
かり取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、どういう資源がといいますが、資源といいうのは今野議員も篤と御承知のように、
海の資源があって、山の資源があって、里の自然があって、そこの中に様々なものが含まれ
ているということですので、そこは御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 大体分かりました。

そこで、これから本題に入るわけなんですけれども、最初に、本題に入る前にもう1点、先
ほど町長の答弁にあった震災以降100万人、120万人ですか、来て、その経済効果が77億円と
いうそういう答弁がありました。私がお聞きしたいのは、この議論は、たしか10年以上、10
年前後ですか、やり取りを私は記憶しているんですけども、この77億円という試算は県の

試算で、果たして、例えば4人家族で来るとそれだけで8万円ぐらいの経済効果があるとか、そういったカウントの方法だったと思うんですけれども、もし当局がお分かりでしたら、真水でどれぐらいの効果があるのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 観光の消費動向の問題については、基本的にはそういった指数を使うしかないんです。例えば、今野雄紀議員がお客様として町外から南三陸町に来て、どれだけお買上げになったか、どれだけ消費をしていただいたかということについて真水を調べるということは実質不可能です。そういう調べ方をしている自治体はどこにもございませんので、例えばインバウンドで何十兆円とありますが、それとて真水でつかんでいるかということになりますと実際はそうではない。そういう指数を使ってそういう形の中で数字を出しているということですので、そこはひとつ平たく御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 町長の言い分も分かるんですけれども、私としては、結局、観光客が来ても、以前も言ったように、コンビニ等とかで消費しても、それは地域の経済の活性化につながるのかどうかというそういう疑念も持たれます。

そこで、もう少し詳しく伺いたいんですが、当局、観光課長あたりはその辺どのように認識されているか、所見程度でよろしいですので、町長が言うように真水でつかむのは難しい、そういうことなのか伺えればと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 観光消費額の調査につきましては、先ほど町長答弁にあったように、宮城県が示す動向調査の指標を用いているんですけれども、これを算定するに当たって、地域の平均の滞在額というのは、年間を通して様々アンケート調査などを行った結果、南三陸の基礎額で計算をしているものです。先ほどお話ししましたように、今回御提示いたしましたのはあくまでも直接効果額ということで、宿泊及びお土産品の購入に係る分となっております。本来、正しい数字に近づけるというのであれば、効果額はこれに伴う雇用だったり交通費だったり含めますとさらに拡大するというような考え方と捉えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 大体分かりました。

そこで、これから本題なんですけれども、集客数と交流人口の拡大で地域経済に寄与しているのか、そこに移らせていただきます。

そこで、今回の予算書なんですけれども、観光振興費として約5,000万円ですか、教育旅行誘致約1,200万円、観光案内1,000万円、外国人誘致700万円、地域プロモーション1,700万円、あとブルーフラッグ、ブルーツーリズム等で合わせて5,000万円近く振興費として予算化されているんですけれども、そういった予算化、それはほぼ集客するための宣伝だと思われるんです。はたから見ると一見電通の回し者のコンサルなどへ流れてしまうのかなというそういう偏見も持ってしまうわけなんですけれども、そこで伺いたいのは、私は、100万円、120万円、200万円を目指すよりも、こういった5,000万円的な予算を町内の観光資源をより充実させるために投入する必要もあるのではないかと思われますので、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本、戦略なくして効果は出ないんです。観光分野にそれだけのお金がというお話ですが、それはある意味、町にたくさんの皆さんにお越しをいただくための戦略としての予算ということですので、それと地域の観光資源の磨き上げというのは別問題だと思います。そういう観点でお受け止めいただければというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 町長が今言ったように別のものという捉え方もできないことはないんですけども、例えば、例え話はあまりしたくないんですけれども、今の状況ですと立派な衣装というんですか、そういったやつにいっぱいお金をかけて、それでよくしているというそういうイメージなので、今大切なのは、観光資源、来てもらって実際それに触れていただいて、価値というんですか、人間に例えると本を読んだり、映画を見たり、文化芸術に触れ、よりよい人間性を深めるというそういう形で地域資源を充実させていく必要もあると思われるんですけども、そういった意味での今後観光資源への予算を投入して充実していくというそういう考え方方はできるのか、それとも今もしているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今野議員の言う地域資源というのがどういうことだか私は理解しませんが、南三陸町の一番の地域資源は人間だと思っています。それぞれ観光でおいでになった方々をお迎えする地域の方々のいわゆるおもてなしというか、ウエルカムというか、そういうのが南三陸町の観光資源のナンバーワンだと私は思っています。例えば、伊藤議員なんかは語り部とかいろいろ様々なことをやっていますが、伊藤議員に会いたくて来る人がいるんですよね。そういう方々がうちの町の財産としてたくさんいらっしゃるんです。それが地域

資源の一番だと私は思っておりますので、そういう方々には別にお金をかける必要なくて、その方々が一生懸命、来の方々におもてなしをしながら、もう一回また南三陸町に遊びに来てくださいねというのをやってくれている、そういう方々がたくさんいらっしゃることが南三陸に多くの方々が魅力を思って来てもらっている、そこが一番のうちの町のいわゆる資源だというふうに私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今の町長の答弁で、魅力的な人たちというんですか、お迎えする方たちがいっぱいいて、そのためにこういう多くの予算を費やしてプロモートしている、そういうことで、分かりました。

そこで、次に伺いたいのは、これまた例え話に近くなってしまうんですけども、私はよく首都圏のラジオを聞いているんですけども、そういったラジオ番組の中でとても興味深いというか、そういったことを最近聞きました。ちょっと紹介させていただくと、番組自体はJ-WAVEで朝の3時ぐらいからやっているTAKRAM（タクラム）という番組、渡邊康太郎さんがやっている番組なんんですけども、その中でニューヨーク在住の女性2人を招いた話で「郷土料理とお祭り」というそういうタイトルの話でした。簡単に紹介させていただくと、例えば地域資源を磨く上で、伝統的な食、一言では言い表せないんですけども、昨今の温暖化で食文化が変わっているという話もありました。例えば国産の天然昆布は現在0.4%しか取れてないそうです。そういったことを含めて日本の食文化が岐路に立っていて、そこで郷土料理の未来を考えるということでした。それをつくる新しいお祭りですか、文化を残すための食文化が重要だということでした。昨今、祭りが減っているという中で、地域の人が出向いて、みんなが作れる料理、何月何日になったら作る、そういう新しい祭り、どんなフォーマットでもいいんですけども、そういったことが大切ではないかということを言っていました。そこで、食材の変化、当町でも取れなくなっている食材があります。そこで、新しい料理を作る、その上で伝統ということを鑑みると、ある日突然できるものではないということです。次第に根づくものであって、そういった共有体験を祭りとして持っていく、そして伝統文化が減っているという中で、古いものを続けていくということと同時に新しいものをやっていく、郷土料理が生まれ変わっていくというのを見ることによって、日本の食文化に対する魅力というんですか、それは何が関係あるかというと、そういったある種のうまみのツーリズムが大切だというそういう話でした。

その話を聞いて私は思ったんですけども、当町のお祭りに関して言いますと、祭りといっ

ても、名のつく祭りはいろいろありますけれども、言っては悪いんですけども、物を売るだけみたいなお祭りも多い中で、そこで一つ伺いたいのは、夏祭りの在り方ということについて、これは滞在型の観光につながるような形でお聞きしたいんですけども、昔は志津川は花火で売っていた経緯が、それは10年20年前の話ですけれども、そのお祭りは花火を見に来る人たちのお祭りになっているのではないかというそういう思いを私はしていまして、先ほどラジオを聞きまして、以前のように土日に関係なく、荒嶋神社の祭日、たしか7月の24日、25日でしたっけ、それに戻して開催して、お祭りを地域の人に返すというんですか、そういったことも大切ではないかと思います。その際、昨日も話に出た入谷小唄だとか、各地区の神楽、そして伝統芸能としている鹿子躍等、そういったことをより地域の人と楽しむことができるのではないかと思いますので、そういった考えというか、発想も今後大切だと思われるんですけども、そういったことに対する所見を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。（「反問」の声あり） 反問権ですか。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 一つ確認でお聞きしたいんですが、7月24、25日のお祭りからなぜ日曜日に変わったかということの経緯について、今野議員、御承知だったらお話ししてください。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） これ私は分かってないんですけども。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 昔は、お話ししたように7月24日が本祭りでした、宵宮祭。当時は土日関係なく開催しておりましたが、町民の皆さん当時は山車を出しておりました、各企業から。各企業で山車を出していたのが、だんだん経済も厳しくなる、そういう中にあって平日に2日間休んでお祭りをやるのは、もう社員は出せないということがありました。したがって、町民みんなでお祭りを楽しむということでしたら土日に変えようというのが、何年前ですか、40年ぐらい前なんです。そういう経緯があって土日の開催にしている。それは何かといったら、町民みんなが参加できるのは土日だよねということで土日に変えたんです。そういう観点でそういう変遷があるということの流れ、歴史みたいなものを、その辺を踏まえながら御発言をお願いしたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 町長の今の話を聞いて改めて思うんですけども、それは40年ぐらい前の話であって、そこからずっと土日開催をしてきたというそういう流れだと思うんですけども、先ほど町長が言った、かつては山車等が出て、町内、その当時は志津川町時代だと思

いますけれども、そのときにやっていたお祭りのような、現在のお祭りを見てみると、以前のようなスタイルになっているか、なっていないかという、そういう地域の人はいろいろな踊りとかでは参加していると思いますけれども、地域の方が十分参加してお祭りをしているという所感があるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） さっき話を言うのを忘れましたが、当時、お祭りというと平日でも役場職員が出るんです。当時は、お祭りだということで役場職員が平日に2日間出ても町民の皆さんは意外とおおらかでした。今、平日に役場職員がお祭りに出て休むということになると「何やってんだ」という話に、そういう時代に今どんどん変わってきているんです。

できれば、山車とかも含めもっとやれればそれにこしたことはないんですが、しかしながら地域でそういういた坦い手の方々が少なくなってきたというのを聞きました。これは事実でございますので、そこをまた前のようにということについては、なかなか現状を考えたときには簡単には復活するということは難しいというふうに私は思います。

大体、今野議員もお祭りに出てこないじゃない。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 町長の今の答弁であれなんですけれども、こういった時代において、例えばお祭りの形も少しずつ変化といいますか、そういういたやつを求めてもいいのではないかと私は思います。例えば、町長が言ったように、役所の方たちが2日間出でお世話をしたというそういう経緯も聞きましたけれども、現在だと、先ほど私が郷土料理とお祭りということで言ったように、町民の方たちだけが、細々というんではないですけれども、町民の人たちがより多く参加して、それこそ祭り本来の楽しみを味わうというそういうことが私は大切なことはないかと思います。

それと付け加えて、先ほど言ったように、志津川といったら昔は花火、そういう代名詞でしてきましたけれども、昨今、近隣の花火も立派になってきて、下手すると土日開催が重なって、オーバーブッキングではないですけれども、重なってしまうというそういうこともあるやに思います。

そこで、これは一般質問なので、私の思いというか、発想を伝えさせていただくと、花火 자체を別の形にしてしまう、そういうことも大切ではないかと思います。花火にかける予算約500万円ちょっとぐらいということでお聞きしたんですけども、そういったことを別のことを使ってお祭りをしていくというそういうような考えではないんですけども、そういった

ことも可能だと思うので、所見を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、今野議員は実態を分かってないんですよ。別の形というその別の形がどういう別の形なのか、そこをちゃんと提案してもらえばいいんですが、そうであればそういう形もあるのかなと思いますが、ただ単に別の形というだけです。

今野議員はお祭りに参加してないと思うんですが、基本、花火大会のお金は、あれは商工会が会員から徴収して花火を上げているんですよ。それがいいの悪いのとこちらから言えないんですよ。今野議員も多分花火大会に御寄附いただいていると思いますが。そういった方々の御支援で花火大会が成り立っているわけですので、我々がどうのこうの言えるのとはちょっと違うんですよ。そこはしっかり考えてもらわないと、この議論はなかなか、ただ単に、さつき爽やかにやりましょうと言ったけれども、だんだん爽やかになってこなくて、そこをちゃんと理路整然としながらお話しいただかないと議論にならないと思うんです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 花火の形を変えるというそういうことで、町長より具体的な案みたいなことを言わされましたので、私も二、三持っていて、最初から言うと町長にそれこそてんぱんにやられるので、そういうことをお聞きした上で披露したいと思います。

例えばなんですけれども、大曲の花火、町内からも結構行っている方がいると思うんですけども、その花火の前に前座みたいな形でドローンショーをやっているという、動画でも見れるんですけども、そこで思ったのは、ＩＴの時代、当町でいち早く、商工会に寄附してあれしているんでしょうけれども、町としての提案として、花火の代わりにドローンショーをしてはどうかなどというそういう提案をしたいと思っていました。

あとは、どうしても花火というんでしたら、寄附される方は多分夏祭りのための寄附なんでしょうけれども、夏祭りのときに上げないで、当町は震災の日の11日をある一定の日に指定していますけれども、毎月花火を上げるというそういうことも可能ではないかと。それは何のために上げるのかというと、震災で犠牲になられた方の慰靈なり追悼なりを兼ねて、毎月上げることによって、ある種、よそから来た人の滞在目的にもなるのではないかと思いますので、その点伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 斬新でもない御意見でございますが、ドローンは別にやっているじゃないですか、ドローンショーは。それと、もう一つには毎月花火を上げるということですが、

果たしてそれはどこからどのように財源を持ってきて打ち上げるかということです。いろいろなNPO団体とかが陸前高田とか亘理とかで上げたりしておりますが、あれは年に1回打ち上げておりますが、毎月11日に上げるというのはなかなかないので、そこは多分上げられないのはその財源をどうするかということだと思います。そういったことをクリアしないで、アイデアだけで「分かりました」とはなかなかこちらのほうとしても言えない話だというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 財源はいろいろ手配できると思うんですけれども、私があえて今回質問したのは、夏祭りの500万円を一晩で上げるやつを例えれば月平均にすると50万円弱なんですけれども、それならささいなやつしか上がらないというそういう思いがするんですが、そういった寄附している方たちの意向等を調整しながらそういったこともできるのではないかというそういう質問でしたので、夏祭りに花火を上げて、そのほかに月1回ずつ上げるというのではなくて、私がお聞きしたかったのは、花火は花火で各地で、近隣でやっているので、そういう花火の上げ方もあるのではないかというそういう質問でしたので、御理解いただけたのかどうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これは、私の理解ではなくて、花火大会に御寄附をしている商工会加盟の方々が納得するかの問題であって、私が納得するとかしないの問題ではないと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 町長の納得云々というよりも、そこで伺いたいのは、そういった夏祭りをずっと続けてきていた、でき得るならば、課長にもこういったアイデアについてどのような所見を持っているのか伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） まず前段で申し上げますと、花火については、先ほど町長が申し上げましたとおり、地域の皆様の協賛で成り立っているということ、それからお祭りの運営に関しては、これは地元の有志の方々の実行委員会組織で様々議論されて今の形で実施されておりますので、今回出た御意見等については実行委員会の皆様にもお伝えした上で議論になるのかなというふうに認識しております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） それでは、こういった交流人口の拡大で地域経済に寄与していただける

ような形で取り組んでいっていただきたいと思います。

そこで、3番目の質問になるんすけれども、令和3年、その前からパークゴルフについては質問してきたんですけども、滞在型及び着地型の観光の一つの施設というんですか、目玉としてパークゴルフ場の整備をできないかというそういう質問に対して、私は懇談会のときに、県内ではなくて、例えば近隣でというそういうことで区長に伺ったのかもしれませんので、そのところはおわびしたいと思います。

そこで、パークゴルフ場については、以前は福祉向上のため、コミュニケーションにとっていいのではないかということで質問した経緯があるんですが、今回は先ほども言ったように滞在型、幾らでも町にとどまっていたらどのような施策としてパークゴルフ場の整備が必要ではないかと思われるんですけども、改めて、町長、以前の私の質問の際も、令和3年3月会議でもしたんですけども、そのとき町長の答弁としましては「やりたい人たちはよその町へ行って存分にやってほしい」というそういう答弁だったと思われます。その当時は生涯学習課だったんですけども、大森課長の答弁によると「体協に入るぐらいでないとそういった設備は難しい」というそういう答弁をいたしました。その後、私は体協の会議等でこういった議題でもんでもほしいというそういうことを伝えていましたが、その後、体協のほうでは会議等何回もあったんでしょうけれども、そういった議題でもんでもいただけたのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 体育協会の詳しいお話については承知しておりませんけれども、パークゴルフ関係については特に協会でというのではなくて、グラウンドゴルフの協会が新しく歌津地区とかにその後できたということは承知をしております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私がお聞きしたかったのは、たしかそのときは、今一番新しく体協に入ったスポーツは何かと聞いたときに、先ほど教育長答弁にあったように、グラウンドゴルフの会員の方たちが体協に入ったというそういう答弁をいたしました。その答弁を踏まえて、今後、もしそういった会議があるときに、パークゴルフのことも、当局ですか、議題に出して少しもんでもほしいというそういうお願いをしていましたんですけども、そこで伺ったのはその後どうなったかということで、そのままだったらそのままというそういう答弁をいただければよろしいんですけども、どうだったのか、しつこいようすけれども、再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 先ほどお話ししたとおり、そういう議題があったかどうかは承知しておりませんが、それでよろしいのであれば答弁はここで止めさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 分かりました。

そこで、そのこととは別に、教育長自身はそういったパークゴルフに対してどのような所見というんですか、あったほうがいいとか、それこそ外でやってもらったほうがいいとか、いろいろあると思うんですけども、それは質問状にも出したように、両方のそういった所見を伺って、また次に角度を変えて質問するかもしれませんので、そういったことも伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 以前も答弁をした記憶があるんですけども、パークゴルフを体験すると非常に楽しいというのを私自身も体感をいたしました。これは私自身の感想ですけども、それをもって教育長としてどうするかというのは話がちょっと違うのかなというところであって、先ほど答弁したような形が教育長としての答弁でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 町長が先ほど言ったように、ごたごた感があるので、改めてこちらからつくったらどうかということを聞いてもなかなか、角度を変えて攻めてもらちが明かないので、町長に伺いたいんですけども、こういう状況だったらつくるというそういう場面がもし想定できるんでしたら参考までに伺いたいんですけども、お願ひします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前にもこの辺については詳しくお話ししたことがあるんですが、基本的に18ホールを造成するのに少なく見積もっても億です、これは土地があって。今、うちの町には土地がございませんので、土地を取得して造成してとなると3億円、4億円という金がかかります。これは補助金が出ません。全く単費でやらざるを得ないんです。

それともう一つは、運営していったときに例えばコストがかかります。維持管理がかかります。そのときに、どうしても人数は何人を目標にするかということが前提として出てきます。そうしたときに料金が出てきます。お一人幾らという料金が出てきて、それで維持管理を賄おうということになるんですが、基本的にこのかいわいだけでも10か所のパークゴルフ場があります。料金は大体横並び状態にします。そうすると赤字になても値段を上げることは

難しいんですよ。気仙沼が多分600円ぐらいでやっておりますが、あれの想定は年間何万人だったかな、来てもらわないと採算が取れないということになる。その辺の採算は私は分かりませんよ。分かりませんが、料金設定は大体近隣と合わせるようになっていますので、人数が寄ってこないといきなりそこで赤字経営になってしまいますよ。

そういうことを含めて、前にもお話ししたことがあって、まず最初にパークゴルフ場をつくる財源をどうするかという問題です。数億円というお金をどうするかという問題、それから運営が始まつてからのそういう採算が取れるのかという問題、そこが私は非常にハードルが高いというふうに思っています。私が難しいねと話しているのはそういうことです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今、町長の答弁あったんですけども、以前もこういった答弁をいただいた記憶があるんですが、私は今の答弁を聞いて思うんですけども、町長、平成の森の野球場をはじめ超一流というか、そういうやつを目指す嫌いがあるのではないかと思います。私は、中途半端でもいいとは言いませんけれども、最初はコンパクトな形で、懇談会のときも区長が言っていたんですけども、本体だけなのかどうか分からぬですが、1億円ぐらいでできるというそういうお話をしました。そこに附帯したものもかかるでしょうけれども、まず第一にあまり規模を大きく考えないでできないかということを町長に思ってほしいと思います。

あと、財源等についてなんですかね、そういうやつも再三したんですけども、どこから持ってくるんだといったら、私的には以前クラウドファンディング型のふるさと納税等で賄えないかというそういうことも提案してみました。そうすることによって、例えば近隣のパークゴルフをする人たちが幾らあって、町内を利用するときに返礼としてその利用額の半額券みたいなのある年数をお渡しするというそういうことなどもできると思います。

あと、運営に関しては、いろいろな人件費等コストはかかると思うんですけども、どちらかというと滞在型観光というよりも地域の人の健康増進、コミュニティー醸成を考えると、乱暴な話かもしれませんけれども、多少の赤字というんですか、そういうやつも見込む必要もあるのではないかと思います。

そういう点を踏まえて、規模感及びその運営について、町長、そんなことでは駄目だと思うのかどうか再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、明らかに言えることは、新しくできるコースというのはほとんど

公認コースになっています。非公認のコースにはどうしても地域の一部の方しか行かない、そこにある地域の方しか行きませんが、皆さんはだんだん上手になってくると公認コースに行くんですよ。だから、この辺でよく皆さんが気仙沼に足を運ぶのは、気仙沼はしっかりとした公認コースになっていますので、戦略性に富むという。北上にもあるんです、これは非公認です。ここは非公認でそんなに広いわけでもございませんので、ある意味、本当に地域の方々がそこで遊んでいるというだけです。ここはそんなに経費もかかってないかもしれません、それは分かりませんが。

ただ単に地域の健康づくりということになると、よしんばパークゴルフでなければ駄目なのかという話に今度なってくるんですよ。今、東団地のほうで2か所、グラウンドゴルフの会場でこの辺の老人クラブの皆さん方はそちらのほうでグラウンドゴルフを楽しんでおります。健康、生きがいづくりということに関して言えば、パークゴルフでなくても、いろいろなスポーツがありますから、そちらのほうでやる機会というのもあります。先ほどの答弁でお話ししましたように、うちの町にはインドアスポーツ、アウトドアスポーツ、そういう施設は整っておりますので、その中で、町民の皆さんが健康づくりのため、あるいは生きがいづくりのために様々な活動を展開していただいているということです。

だから、段々視点がずれてくるんですよ。最初は滞在型の観光のためにパークゴルフ場はいかがですかと、今度は、変わってきたいるのは、健康づくりのためにパークゴルフ場という話になってくるので、その論点というのはしっかりとしていかないと、こちらも答弁するのも答弁しづらいものがありますので、そこはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 無理に角度を変えた感もあるんですけれども。

そこで、先ほど町長答弁あったように、後者のほうなんですけれども、あまり規模感がなくて地域の人たちが楽しんでいるというそういうことが答弁としてあったんですけども、私は滞在型ということは何も首都圏なり遠くから来て遊ぶというか、プレーして滞在するというのではなくて、ある種近隣、例えば志津川を離れて近隣に住んでいる方たちが町に来て、そして昔の友達と一緒に楽しむというそういう形での滞在というんですか、そういった思いも兼ねて今回こういったパークゴルフについて質問したんですけども、そういった効用というんですか、例えば佐沼に家を建てた人が遊びに来るのにただ来てお茶飲みするよりも、そういうことを兼ねてしても、何人ということではないんですけども、そういう使われ方もするのではないかと思いますので、その点に関して、そういったことでは駄目だと思う

のかどうか、再度、町長に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 申し訳ないんですが、さっき言いましたように、超一流を目指すわけでなくとも一定程度投資費用はかかるんですよ。今のような根拠で数億円の金をかけるかといつたら、なかなか根拠としては乏しいと思いますよ。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 分かりました。

財源をどこからということで、私は再三、財政調整基金等にも目をつけているわけなんですが、それでも、そういったところを活用するまでの事業ではないというそういう思いなのかどうか伺っておきたいと思います。

私は、何もあらゆる角度を変えてパークゴルフについて質問しているわけではないんですけど、さきの懇談会でもあったように、そういった住民の方たちが、ましてや区長がこういう思いを伝えてくるということに対して、議会としてではないですけれども、つくってほしいという要望を、形はどうあれ、説明責任というんですか、そういった形でしなければならないと思って聞いているわけなんですけれども、改めて伺いたいと思います。（発言あり）

だから、財調を取り崩してまでやれるかどうかというそういうことを聞いています。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） おはようございます。

財調を取り崩してまでやる事業かというふうな御質問でございましたが、現状、今までの議論を聞いておりましたけれども、なかなか財調を取り崩してまでというふうな根拠には乏しいのかなというふうに思いますし、様々な事業に優先順位をつけて、本来やりたいというふうな事業もなかなかできないというふうなことで、苦慮しながら当初予算を組んでいるというふうな部分もございますので、もう少し地域の方々だったりそういったパークゴルフを行いたいというふうな団体、人たちがどれぐらいいるのかとか、そういった具体的な部分の根拠がないとなかなか難しいのかなと思っています。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 課長答弁あったように、もう少し私も次は下調べをして、そしてまた新たな角度から攻めていきたいと思います。これで1件目の質問を終わらせていただきます。

続いて、2件目の質問に移らせていただきます。

質問件名としましては、震災の風化防止への取組についてということで伺いたいと思います。

質問の要旨としましては、最近の新聞報道などで、東日本大震災で犠牲になられた職員の名前が刻まれた慰霊碑のようなものを建立されるという動きの中で、震災から10年、改めて公園に納められている人たちの名前を石碑に刻むことの必要性、後世に伝え、たとえ町が再び合併等により消滅することになっても、大きな震災だったということを風化させない取組について伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の御質問です。

震災の風化防止への取組についてお答えをいたします。

東日本大震災で犠牲となられた方たちの名前を石碑に刻むことの必要性についてであります。が、本町では、御案内のとおり、震災で犠牲となられた方々を追悼するため、御遺族の心情にも配慮し、復興祈念公園にある祈りの丘のモニュメントに犠牲者名簿を安置しております。既に犠牲者名簿を安置していることから、今後、震災で犠牲となられた方々の名前を刻んだ石碑を建立することは考えておりません。

次に、震災を風化させない取組についてであります。本町では、東日本大震災から得た教訓を伝承するため、南三陸町安全・安心なまちづくり条例に基づき、毎月11日を南三陸町安全・安心の日と定め、広報紙や防災行政無線を通じて防災意識の向上などを図っております。

また、幅広い世代や多くの方々に対し防災・減災についての体験学習や東日本大震災の被災体験を後世に伝え継ぐための施設として南三陸3.11メモリアルを整備し、既に3万人以上の方にラーニングプログラムを体験いただいているところであります。

このほか、毎年3月11日には、東日本大震災で犠牲となられた方々の御冥福をお祈りとともに、震災の記憶、教訓の伝承として追悼行事を実施しており、今後におきましても東日本大震災を風化させない各種取組に努めてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

今野雄紀君の一般質問を続行いたします。質問から。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 先ほど町長より答弁いただいたんですけども、そこで伺いたいのは、私、再三ではないんですけども、たしか令和5年の9月会議でも写真のおたき上げと同時

にこういった石碑の建立について質問させていただいた経緯があります。そのときは「13年たって難しくなったと思っている」というそういう答弁と「表に名前を出すのは遺族の皆さんの意向を踏まえなければいけない」というそういう答弁をいたしました。今回の答弁に関しては「心情を考慮して、石碑に刻むことは考えていない」というそういう答弁でありました。

そこで、これから質問していく上で、1点確認というあれでもないんですけども、町長、刻まないで、あのような形で祭るというそういうことを決めたいきさつというんですか、経緯というんですか、どういったことがあって石碑に刻まないというそういう考えというんですか、思いをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどもお話ししましたように、御遺族の皆さん方、14年たちましたので、今そういうお話ししますが、名簿にお名前を記すというときには、あのときはまだまだ遺族の皆さん方が大変な思いをしているというところがございましたので、いろいろ庁舎内でも検討しましたが、そういう判断をしたということです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今の町長の答弁なんすけれども、たしか、そういったことをする上で、アンケートではないんですけども、その当時の担当課がいろいろリサーチして、どうしても記載しないでほしいという方が約10名、そして記載してもいいんだけれども公表はしないでほしいという方が約20名いたと、そのように記憶していますけれども、その方たちをおもんぱかって石碑に刻まなかったのか、それとも別の何か思いがあったのか、その点、再度確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 以前答弁したとおりでございますので、そのとおり受け止めていただけて結構だと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） それでは、こういった件に関して今後質問する機会はもしかするとあまりないのかなというそういう思いで過ごしてきました。ところが、14年たって、昨今の新聞報道によりますと、庁舎内に間もなく今日明日に、亡くなられた方たちの名前を刻んだ石碑が建つというそういうことが進められているようです。これまた新聞によりますと、町長自体は、いつかの新聞で、町が主体になって設置しない理由として「震災では多くの町民が犠

牲になり、職員の名前だけ刻まれた慰霊碑を設置することは町としてはできない」というそういうコメントを残しておられます。また、一方の新聞によりますと、実行委員会の頭となられた当時の副町長、あとメンバーは何か歴代の総務課長経験者というそういう報道があつて、元副町長のコメントによりますと「殉職した仲間のことを形に残したい。昨年7月に町長が決めた防災庁舎の町有化、それに背中を押され、町の復興は完成しても何か忘れ物をしている感じがし、背負っていたものを下ろせて少し楽になった」というそういうコメントの下、そういうことで庁舎内に石碑が立つんだというそういうことは分かりました。

そこで伺いたいのは、普通あり得るのかどうか分からぬですけれども、普通のと言つたらおかしいですけれども、町民の方が、こういった遺族の方なりが頭となってこういう動きをするなら分かるんですけども、ところが、復興の先頭になって、町長と一緒に先頭になつてきた人たちが頭になってこのような慰霊碑を刻むということは、私自身、最初にこのことを聞いたときは祈念公園の一角にでも立つのかと思って自分で勝手に想像していたんですけども、新聞等によって庁舎内に建つというそういうことが分かったんですが、そこで、町長がコメントしていたように町が主体となって設置しないというそういう建前というか、形はそうなっているんですけども、実際は町で建てたというそういうことで、町民の皆さんにはそういうこととして伝わってしまうのではないかというそういう思いがあるんですけども、町長としては、これはあくまでも町は主体となっていないというそういう所感なのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そのとおり、実行委員会の皆さんに建立をするというふうに受け止めています。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私は、普通のお祭り等の実行委員会のように、町長の取り巻きだつたり友達のような方たちが頭となってこのようなことを建立するといつんしたら何もこういつたことは言わないんですけども、「元」ということがつくぐらいですから、町民の方たちは役場の人たちのことだけ考えてこういうことをしたのではないかというそういう懸念を持たれると思うんですが、そういう懸念を持たれるのではないかと思うんですけども、そういう危惧を町長はしていないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 実行委員の皆さんに主体でやつたということですので、懸念が持たれる

かどうかは、これは町民の皆さんがどう判断するかということですので、今野議員がどう言おうと、私どもとすればそれに関わっているわけではないということです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） それではお聞きしたいんですけども、今回の実行委員の方たちは先ほど言ったように職員の分だけ庁舎に建立して、それで今回の実行委員の方たちは終わるプロジェクトなのか、それとも今後700有余名の犠牲になられた方たちの分も石に刻んでいくという方向性を持ち合わせているのか。その辺、いくら有志とはいえ、かつて行政を実質的に動かしていた人たちであって、このままでは本当に自分たちのことだけやって終わりという形になってしまふのではないかというそういう先ほど言ったような懸念がありますので、その実行委員のメンバーが今後もっと進展して、一般の町民の名前も刻む、何らかの形で刻むような動きを聞いているのか、それとも今回のプロジェクトで終わりなのか、その点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今野議員、聞く相手を間違っていませんか。これは私に聞く話ではない。実行委員の皆さんには、今野議員がみんな知っている6人、その方々にどうするんですかとお聞きするのが話として筋ではないですか。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ではそのように、質問が終わったら確認したいと思います。

それでは、これは例え話というか、仮定の話になるんですけども、もし町民の方が実行委員会を立ち上げて、祈念公園の一角をお借りして800有余名の名前を刻んだ石碑を建てたいとなった場合、町の対応というか、対処はどうなるのか、これはあくまで仮定の話なので、答弁できる範囲内で伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 全くの仮定の話にお答えする義務はないと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） これは私ごとではありますけれども、かつての元同僚議員も換地された土地に慰霊碑を建てておられます。私も同じように、家があった在郷に川の工事、それに伴う道路工事で取られてしましましたけれども、僅かな土地が残りました。そこに何らかの慰霊っぽい何か思い出になるものをと考えました。今は川に降りるコンクリートの階段をモニュメントのように置いています。地区で亡くなられた方が迷うことなく天国からいつでも降

りてくれるようになると、空に向かって海のほうへ向けて置いています。

本当は地区の亡くなった方たちの名前を刻んだ石碑も置きたかったんですけども、構想、デザインも決めていました。丸森の泥冠石という丸い石、その側面に名前を刻み、その方向、その方の家があった方向に手を合わせるという、自然に向くというスタイルでした。でも今、御存じのように、このような質問の立場にあるということで、寄附行為に抵触するのではないかということで棚上げしています。これは理想論になりますけれども、もし町が石碑を建てるということになった場合、石碑ができるならば円形に配置し、寺浜の方たちは手を合わせるときに寺浜の方向を向き、泊浜の方たちは歌津方向へ向かって手を合わせることのできるような、そんな追悼、慰靈の場であつたらしいなと夢見ています。

毎日のように汐見橋を通るたびに、あの狭い石室に納められた、犠牲になられた700有余名のことを思います。今だったら。

○議長（星 喜美男君） 簡明に質問してください。

○10番（今野雄紀君） 今、一日中、狭いところで寒い思いをしているんだろうかとか、それはまるで当時の避難所で過ごしたような日々ではないかとか、夏は夏で、仮設で過ごした暑い思いを今でもしているのだろうかとか、そこから一日でも、こういう言い方はどうかと思われるんですけども、解放してあげたい気持ちでいっぱいです。

岩盤の風化とは、岩石が地表面において、水、空気、太陽熱の作用を受け、分解、変質する過程であると辞書にあります。一日でも早く石に名を刻み、できるだけ長い時間をかけて風化してほしいと思っています。たとえ何年後か何十年後か、この町が町でなくなってしまっても、今ここにいる私たちがこの世にいないときでも、3・11の未曾有の大きな震災を風化させないために、記憶に残すための一丁目一番地として、名前を刻んだ石碑の建立が大切ではないかということをお伝えするとともに、ただ、町長への文句と捉えるかもしれません、復興に4,000億円かけてきた事実を、その事業の功績を、もし石碑が建立されるとき、町長佐藤仁としてその名前を建立者として後世に残せるように刻んでほしかったという思いも添えて、2024年3月会議、今野雄紀、一般質問を終えさせていただきます。

なお、舌足らずの分をこの後の同僚議員の質問に期待をさせていただきます。終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で、今野雄紀君の一般質問を終わります。

次に、通告8番、及川幸子君。質問件名1、ひきこもりと不登校の現状と課題について。2、防災計画の検証と祈念公園整備について。3、道路整備計画について。以上3件について、及川幸子君の登壇発言を許します。及川幸子君。

〔8番 及川幸子君 登壇〕

○8番（及川幸子君） 8番及川幸子です。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

アメリカのトランプ大統領就任以来、市場経済やウクライナ戦争への影響など、世界の動向が注視される日々であります。

また、近隣でもあります岩手沿岸の大船渡市では、震災でうちを失い、安全を求めて高台移転した自宅が山火事で焼失され、やっと今朝、鎮火に向かったということです。本当に見舞いの言葉も出ません。

1月には沼田住宅でも火災があり、高齢者の方がお亡くなりになりました。悲痛な思いで生活している方が多いことでしょう。

そして、3月は別れの月でもあります。1日、南三陸高校の卒業式がありました。それぞれの未来に向かい、羽ばたいていくことでしょう。そんな中でも春がそこまで近づいている気配を感じる今日この頃であります。

それでは、ただいまより、3件のうち1件目、ひきこもりと不登校の現状と課題について、町長と教育長に質問いたします。

子供から大人まで、ひきこもりが全国的に危惧されている昨今であります。当町の実情を把握して対策を講ずることが必要と思うので、次の点について伺います。

1点目、ひきこもりの要因は様々あると思うが、社会環境の変化も大きいので、アンケート調査などをして実態調査の把握に努めるべきと思うので、所見をお伺いいたします。

2点目、不登校についても様々な要因があり、困っている実情がうかがわれます。教育委員会としてどのような実態調査をされているのかお伺いいたします。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、及川幸子議員の1件目の御質問です。

ひきこもりと不登校の現状と課題について、1点目についてお答えします。

それでは、御質問の1点目、ひきこもりの実態把握についてであります。令和4年に内閣府が行った調査によりますと日本全国でひきこもりの状態にある人は146万人いると推計されております。ひきこもり状態になった理由については、失業や退職、人間関係、病気、新型コロナウイルス感染症の流行などが挙げられております。

本町におきましても、各種相談等を通して、病気や人間関係などによりひきこもり状態にあ

る方は一定数いると認識をしております。

こうした方々を支援するため、実態やニーズの把握は必要であると考えますが、ひきこもり状態に至る要因は複雑多岐であることから、アンケートなどによる一律の実態調査よりも、生活相談や心の健康相談などの各種相談や民生委員児童委員等の活動を通して把握する個別のケースに速やかに対応することが重要であると考えております。

したがいまして、現時点では改めてアンケート等による実態調査を実施する予定はなく、個別の支援とひきこもり対策に力を入れてまいりたいと思っております。

続いて、教育長から答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） それでは、私から、及川幸子議員の御質問の2点目、不登校の要因についてお答えをいたします。

欠席日数が30日を超えた児童生徒につきましては、毎月学校から提出される児童生徒状況一覧により、欠席日数や家庭環境、指導支援の内容を把握しております。また、今年度より、不登校傾向にある児童生徒を早期に発見し支援するため、町独自の様式である不登校児童生徒早期発見シートを活用して、欠席日数が10日以上の児童生徒についても把握に努めているところであります。

不登校の要因につきましては、議員御指摘のとおり、全国的な不登校児童生徒数増加とともに不登校の要因や背景も多様化、複雑化しており、アンケート等での調査では登校できない原因を特定することが困難な状況にあります。

しかしながら、登校することができずに苦しんでいる児童生徒に適切な支援を行うため、各学校において、家庭連絡や児童生徒との面談による家庭環境の把握、毎月の学校生活アンケートや、町独自で取り組んでいる「行きたくなる学校づくり」の意識調査の実施、教育支援センターはまゆりにおける情報交換、ケース会議による情報共有等により、多面的な視点で実態を把握し、丁寧なアセスメントを行っているところであります。

教育委員会といたしましては、今後も様々な機関と連携を強化しながら児童生徒の実態把握に努め、アセスメントに基づく、個に応じた具体的な支援を継続してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ありがとうございます。

1点目のひきこもりについて、気仙沼市の実態調査が新聞報道されました。それを見ると

614世帯で5,000人、30歳以上の方が多い結果となりました。気仙沼市は、その結果を基に基本方針を策定して支援に乗り出す考えを示しております。今朝の新聞に気仙沼市長の施政方針の一部が載っていました。

ただいま聞きましたら、我が町にもそういうことがあるということです。声を出せない人がこんなにいるんですよね、当町であっても。まずは、答弁でもありましたけれども、アンケートはできないけれども、個人的にニーズ調査をしてやっていくということで、大変いいことなんですね。1人でないよ、みんながいるよ、住みやすい町ですよと、それをPRしながら生活環境を変える支援をしていくことが大事でないでしょうか。特に震災の影響が大きくあるのではないかと思われますけれども、いかがでしょうか、その辺は。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 町のほうでは、ひきこもりの支援ということで、各種相談、それから今年度から町の単独事業として「マイスペースここでらすin南三陸」という居場所支援事業を行っておりまして、10名程度に御登録をいただいております。月2回、居場所を提供いたしまして、いろいろな相談、そういった悩みを抱える方々同士の交流の機会を持っていりといった状況にございます。また、民生委員、保健福祉推進員からもいろいろと情報をいただいて、そこから支援をといった流れをつくるところでございます。

また、東日本大震災からの要因というお話がございました。気仙沼市のさきのアンケート調査においても10%ぐらい、ひきこもりになったきっかけとして東日本大震災を要因とするという回答が10%程度あったといったところでございますので、南三陸町においてもそれに近い方、一定程度そういった方がいらっしゃるものというふうに捉えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 担当課のほうではきめ細かい支援をいろいろ考えてやっていることに感謝申し上げます。

気仙沼市は10%あるということで、当町もその影響、震災の影響があるんだなということがうかがえるわけですけれども、不登校とひきこもり、教育長にお伺いしますけれども、不登校とひきこもり、その概念の違い、学校では不登校が多くて、ひきこもりは町民のほうというふうな私的には立て分けがあるんですけれども、その辺はどういうふうに違いがあるのか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） ひきこもりというのは、いわゆる社会現象という形で、定義というよ

りも概念ということが中心だと思っております。

ひきこもりといった場合には、仕事とか学校とかに行けず、自室とか家に閉じ籠もっている状態という場合もあれば、そういった状態でありながら、外へ何か買物に行くとか自分の都合で行くということもあるとして、そして6か月以上そういう状態にあるというのもひきこもりということで、ひきこもりというところは様々定義が広いのではないのかなと思っております。

不登校といいますと、これは学校を30日欠席している、休んでいるという状態、数値的なものがございます。その数値で不登校の状態というふうにそのお子さんを見るわけですが、当町において、不登校のお子さんについて、期間の短さあるいは長さに違いはありますけれども、その子供たちは、たとえ期間が長くても、御家族と外に外出をしているとか、あるいは学校と定期的あるいは任意に家庭訪問ができるという状態を考えると、ひきこもりの定義にあるような全く社会との関わりがゼロということではなく、家庭以外に学校という組織との関わりがありますので、不登校のお子さんをひきこもりというふうには判断しておりません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、現在の不登校児童は、前回、私が聞いたときは若干いるというふうなお話をしたけれども、小中学校が多くなる、社会的にも多くなってきているのかなと感じるんですけれども、その辺の動向と高校生、高校との情報共有はなさっているのかどうか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 不登校につきましては、残念ながら、昨年度ですけれども、これは全国的、県内的にも増加傾向がございました。これまで全国の平均とか県の平均よりも低い状態が続いている時期が長かったんですけれども、昨年度の状況からすると、県と同じぐらいのレベルであったり、県と全国の間ぐらいかなというような状況であったりいたします。いずれにしても人数は多いという状況でございます。

今年度につきましては、より一層、学校、それから関係機関との協力をいたしまして、昨年度のような状況にならない形で推移している状態でございます。

高校との関わりにつきましては、どうしても中学校3年生の進学というところもありますので、そういったところにつきましては、入試の結果を踏まえながら、中学校と高校との関わりをそのときにするというような形で進んでおります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 未来のある子供たちがすごく心配なので聞くわけですけれども、中学校で終わりでなくて、高校まで引き続いて関係を構築していくことで、本人が不登校とかひきこもりから環境を変えていけばできるのではないかということがうかがえるので、その辺の連携を今後ともお願ひしたいと思います。

次に、ひきこもりについて、我が町にもいらっしゃるわけですけれども、現状、要因、それらの学校のほうと担当課との連携、その辺は実施しているのかどうかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 要因につきましては、町長答弁にもありましたとおり、全国での調査、それから県内での調査等々からすると、例えば失業、退職、病気、人間関係といったものがあって、改めて当町で調査したわけではありませんけれども、傾向的には同じような感じになるのかなというふうに捉えております。

その中で、当然必要に応じて、教育委員会のほうと共有すべき事項があれば、あればというか、共有しておりますし、今後についてもそういったところが出てくると思いますので、連携を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 課長がお話したとおりでございまして、教育委員会としても、さらには学校としても保健福祉課の御協力を得まして、学校のほうからお伺いできないようなケースもございますので、そういったときに保健師のほうが学校に出向いてとか相談に乗ってということで、学校の方向からだけでなく、保健福祉の方向からも家族と寄り添ったり考えを聞いたりして、よりよい方向で子供たちの学びにつながっていくような取組をしておりますので、私自身は保健福祉課には大変感謝をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ソーシャルワーカーや専門員の支援があると思いますけれども、年1回の対策会議では情報の共有があるかと思いますけれども、その後の対応、その成果、たしか私の記憶では年1回の全体的な会議を行っているということがありますけれども、その対応と成果をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） それでは、学校側のほうの体制ということで、スクールソーシャルワーカーとして社会福祉士の資格を有した方が学校のほうを定期的に回っていただいております。学校の中で先生方あるいは子供たちと関わりながら、そのお子さんに対してどのような

ことを行えばということをソーシャルワーカーが考えていただいて、家庭あるいは保健福祉課との関わりをやっているところでございます。

回数について、会議1回ということですが、保健福祉課との集まりというのはありますが、学校と社会福祉士との関わりというのは各学校10回以上というか、相当数の数で各学校を回っております。また、スクールカウンセラーというお立場もありますので、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーと同時に関わりながら行う会議もございますので、連携は密にしていっている状態でございます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 議員がおっしゃるところは恐らく要保護児童地域対策協議会のことかと思います。代表者会議、それから実務者会議というのは年に1回開催しております。ひきこもりも含めて児童虐待等の案件をその場でいろいろと協議等しているわけですけれども、その中で先ほど教育長からありましたように社会福祉士が、要対協の関連として、動きの中の関連として各学校、保育施設を回って、特に事案が動いていない場合であっても、直近の様子はどうですかというところでお聞きをして、次の対策につなげているといった状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今後、いろいろな調査、それから会議なんかがあると思いますけれども、別々にではなくて、町と学校と一緒に共有されることが大事だと考えております。そこで、今年度、そういう一緒の会議というものを考えていらっしゃるのかどうか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 先ほど申し上げましたとおり、要保護児童対策協議会のほうで通常年に1回から2回の会議を開催して、代表者会議では校長先生に来ていただいておりまし、実務者会議においては教頭先生に来ていただいております。それ以外のケース会議においては、恐らく年間を通じて20回程度開催していると思いますけれども、その中で担当の職員、それから教育委員会から職員に都度集まつていただいて、事案の共有、それから今後の解決策についていろいろと話し合っているといったところです。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時59分 休憩

午後 1時07分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

及川幸子君の一般質問を続行いたします。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、先ほど町長の答弁ですとひきこもりに対するアンケート調査はしないということでしたけれども、やはり1回はすべきでないかなと思われますけれども、大体どういう人たちがいるのかということはすべきではないかと思われますけれども、その辺、それと今後のひきこもりに対する支援をどのようにサポートしていくのか、その辺も併せてお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、ひきこもりというのは、先ほどもお話ししましたように、要因的にはいろいろ複雑です。ただ単にアンケートを取って、ひきこもりかそうでないかを把握するだけではアンケートの意味をあまりなさないのかなというふうに思います。

要するに、そういった個々の対応というものが大事でありますので、どういう状況でひきこもりになっているのかということを、先ほど言いましたように民生委員とか児童委員とか、あるいはいろいろ関係する方々の御意見をいただきながら、御協力をいただきながら進めていくことがある意味実効性のあるひきこもり対策につながるというふうに思っておりますので、アンケートという一律的なやり方ということについては町としては考えていないということであります。

なお、補足的な説明は保福課長からさせますので、よろしくお願いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） アンケート調査の件に関しましては、先行してやられている自治体の結果等を見てみると、なかなか回収率が上がらないというところが1点ございます。20%台から30%台ということもあります。それから、ひきこもりという特性上、記名形式でのアンケートができないというところで、無記名方式になるのかなといったところがあって、いずれにしても、その結果が出たとしても、即、個別の支援にはつながりにくいのかなというところで、そういうところで捉えております。一定の傾向みたいなのは出てくる、それは当然有意なものであるとは思いますけれども、先ほども申し上げましたが、他の自治体と比べてそのきっかけとかそういったところが大きく変わるというところではないのかなというふうに捉えているところであります。

今後のひきこもり支援につきましては、社会とつながりを持ちたいと考えている方もいらっしゃる

しゃれば、そこまでには至ってない、自分の部屋で過ごすことだけが心地よいという方もいらっしゃると思います。そういったそれぞれの状況がございますので、対象者の意思を尊重した上で、そういった支援を受けてもいいと扉を開けてくれた方に対しては、しっかりとこちらから居場所の提供や、それから関係機関と連携して就労、そういったところにつないでいければいいなというふうに考えておりますが、この支援はノウハウやスキルが必要な支援だというふうに思っております。

保健福祉課としては、そういった支援の事例を積み重ねながら、そういった生きづらさを抱える方に対してよりよい支援ができるように今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 名前を記入してアンケートするとなかなか本音というものは出てこないと思うんですよ。そこを無記名で、地区、年齢だけでも、下の欄に自分の悩んでいることとかを書けるような、そういうふうなアンケートにすればいいのかなと。例えば自分事として考えた場合、名前を伏せて地区と年齢だけでも本音が書けるのかなという思いがしますけれども、アンケートをしないという理由は、そういうところが懸念材料となるだろうなとうかがえるので、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） そういったアンケートのやり方というのはいろいろあるのかなと思います。これから支援をしていく中で、そういった必要性が感じられたときにはアンケート調査なり民生委員から調査していただきなりという方法が出てくると思いますけれども、その時々で今後の支援を続けながら、よりよい傾向とか実態とかそういうのが分かるようなアンケート調査をしていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 気仙沼市もそうなんですけれども、うちのほうも糖尿病の人たちが大分多いので、そういう病気を抱えているというふうなこともアンケートの結果に出てくるのかなという思いがします。いろいろな要因があるわけですけれども、今、予防に力を入れているので、それを考えるとアンケートも役に立つのではないかなと、自分の抱えている病気の問題なども出てくるのではないかと思うので今聞いたわけですけれども、その辺、今後どうしたら、民生委員に頼ることも大切です、地元のことは民生委員が把握しているから、ですけれども、それに伴ったそういうアンケートというものも必要でないかなと思われますの

で、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 確かに、ひきこもりになる要因として、病気、疾病というところを答えていただく方というのはそれなりに一定程度いらっしゃるのかなというふうに思います。

また、本町でも健康づくり計画というのを来年度、令和8年度から計画期間とする健康づくり計画を策定する予定であります。そういう中で、生きづらさを抱えている人がどれぐらいいるかといったところも調査をしてございます。近所にひきこもりに関することで困っている人はいますかという項目の設定で、無作為に選んだ、抽出した方を対象に行ったアンケート調査においては8.6%の方が近隣にそういった困っている方がいらっしゃるといったところの回答をいただいているところであります。これは重複する対象者もいらっしゃると思いますので、これが即この数字かというと、なかなかそうはいかないのかなと思いますけれども、こういった様々な調査も行っておりますので、引き続き健康づくり計画の策定を進める中で、そういうところもしっかりと頭に入れながら計画づくりを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そういうデータがあるのであれば、それをを利用して、活用して、住みやすいまちづくり、健康なまちづくりに向けて努力していただきたいと思います。

1点目のほうはこれで終わりにしたいと思います。

自席より2件目です。防災計画の検証と祈念公園整備について。

震災から14回目の3月11日がめぐってきます。どこにいてもこの日だけは特別の日であります。災害はどこで起きても不思議ではなく、起こるものと考えたほうが適切と思うので、次の点についてお伺いします。

1点目、震災の検証を防災計画にどのように生かされているのか伺います。

2点目、上の山が高台になっているので、志津川小学校避難所に通ずることがベストと考えるが、町長の考えを伺います。

3点目、祈念公園の草刈りを職員のボランティアで実施しているが、今後もこの方法で継続していくのか伺います。

4点目、震災後、どこの市町村も石に名前を刻んでいるが、祈念公園内に石碑を望む声が多いのでお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の御質問、防災計画の検証と祈念公園整備についてお答えをいたします。

初めに、御質問の1点目、震災の検証を防災計画にどのように生かされているのかということについてであります。平成31年3月に町と東北大学災害科学国際研究所が発表した南三陸町東日本大震災職員初動対応等検証報告書の内容を一例としてお答えをいたします。

検証の範囲は大きく分けて3つあります。1つ目は職員の地震発生から津波避難の行動、2つ目は災害対策本部体制、3つ目は災害対策本部の各班の業務ということになります。

1つ目の職員の地震発生から津波避難の行動であります。令和3年11月、地震・津波等の大規模災害発生時において、町として行政に関わる業務の責務を全職員が共有し、それを成し遂げるため、基本方針に基づき、業務継続を図ることを目的とした南三陸町業務継続計画、いわゆるBCPを作成し、災害対応業務が適切に対応できるようにしております。

2つ目、災害対策本部体制であります。令和6年3月、大規模災害時に他自治体等からの応援を迅速かつ適切に受け入れ、行政機能を確保しながら効率的、効果的な災害対応、被災者支援を実施することを目的とした南三陸町災害時支援計画を作成し、前述のBCPと相互に補完できる体制を確立しております。

3つ目の災害対策本部の各班の業務であります。南三陸町災害対策本部運営規程の見直しによりまして、災害対策本部総務部に関係機関等との適切な支援調整、各部からのニーズ把握等を主要事務とした支援班を編成し、令和6年4月1日から施行しております。

今後も、継続的に町の自助努力でできる事項と、防災関係機関、また町内の業者等と調整が必要な事項を見極めながら防災減災に努めてまいりたいと思っております。

質問の2点目、津波対策として解してお答えをいたしますが、これまでも答弁をしておりますとおり、上の山を経由して志津川小学校へ避難することを否定するものではありませんが、現状として避難路が整備されていない上の山に土地勘のない観光客等を含む多くの人たちが集中した場合、移動間の安全確保が困難となったり、密集して身動きが取れなくなるという状態も想定されます。それに比べ、距離的にはやや遠くなるかもしれません、整備された国道398号沿いを通り、志津川小学校を目で確認しながら避難するほうが安全・安心に避難できるものと考えております。

しかしながら、自然の猛威に対していくかなる対策を講じても被害をゼロにするということは不可能でありますので、津波注意報が発表されたら海岸付近から離れる、警報となった場合

には高台に避難するという基本行動を心がけていただくように、今後とも津波災害に対する意識の向上と知識の普及を図るとともに、仙台気象台との連携を密にし、適切な情報発信に努めてまいりたいと思っております。

次に、御質問の3点目、祈念公園の草刈りについてであります、震災復興祈念公園の除草については主に建設課の職員が行っております。そのほか、町内の有志で発足した「さんサンポートプロジェクト」や町職員ボランティアによる年数回の除草協力をいただいておるところであります。

今後におきましても、ボランティアの協力を得ながら震災復興祈念公園の景観維持に努めてまいりたいと思っております。

最後に、御質問の4点目については、今野雄紀議員の一般質問にお答えしたとおり、本町では震災の犠牲になられた方々の慰靈の在り方について、御遺族の心情にも配慮し、モニュメントに名簿を安置することとなったものでありますので、名前を刻んだ石碑を建立することは考えておりません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、御答弁いただきましたけれども、もう少し掘り下げてみたいと思います。御協力お願ひいたします。

1点目の防災計画に反映しているのかということで、ただいまいろいろと3点についてお伺いしました。その中で、ちょっと見えづらかったのでお伺いしますけれども、当時から見れば8メートルかさ上げされていて、とても安心したものでけれども、今後10メートルの津波が来た場合、これは8メートルの防潮堤を乗り越えてきます。そうするとまた避難しなければならないんです。さんさん商店街の避難経路、国道398号を川なりに行って小学校の避難所に上がる方法ということを今も話されましたけれども、私は危険を伴う心配があると思うんです。徒歩避難ということを町で言っていますけれども、人から車から398号を移動すると混雑が想定されるのかなということが一つあるんです。その心配はないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 何回もこの件についてはいろいろお話をさせていただいております、上の山もあそこは被災をしております。これは何回もお話ししているとおりでございますので御理解いただいているものというふうに思いますが、いずれ逃げる際には、先ほどから言うように、さんさん商店街からも含めて、逃げるときに志津川小学校が見えますので、そちらのほうに、目視できる場所に避難をするということが、こここの土地勘がない方々にとって

一番速やかに避難できるのが志津川小学校の避難場所というふうに捉えておりますので、その場所に皆さんにはぜひお逃げいただきたい。注意報であれ、警報であれ、すぐ高台に避難をする、そういう思いを皆さんにお持ちいただきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8メートル以下の津波であれば護岸が守るので大丈夫なんすけれども、それ以上の津波が来るかという想定もあるわけです、今そっちこっちで大きな津波が来るということですから。そういうことを考えると安心・安全なまちづくりになっているのかなという疑問が残ります。例えば公共施設でいえば給食センター、防災計画では1,000食の食事提供ができることになっておりますけれども、当時10メートルの津波が来たんですから、今後もその可能性があると私は思っているんです。こうした場合、給食センターはどのように捉えているのか、10メートル以上の津波を想定した場合のことは考えているのかどうか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 我々は東日本大震災を経験して、何メートルの津波が来るかという前提は捨てたほうがいいというのが我々の経験であります。教訓であります。したがって、何メートルの津波というよりも、津波注意報、警報が出たら速やかに避難をするということだと思います。給食センターで働いている方々にとっても、すぐ上に逃げれば避難所がありますので、そちらのほうに避難をしてもらうということになります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると給食センターの1,000食というものの食事提供ということは考えられないということと解していいのか、その辺、1,000食ということは考えられないことなのかということです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当然、被災すれば給食を提供するということはできないだろうというふうに思います。そういうことです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 検証結果をまとめた記録誌を読むと、当時、多くの人が上の山から志津川小学校避難所に向かって助かっておりました。そこは道路がなかったから、何と言つたらいいでしょうね、言葉は悪いですけれども、モダ株というか、そういう中を上の山から小学校避難所に逃げた、そして助かった人というのが大勢おります。ですから私は、上の山に避難

するのでなくて、上の山に一回上がってそこから小学校に向けて行けば、水にぬれないで上がっていくから助かるのではないかということをいうんです。そして、そこにルート、当時は道がなかったから、大勢の人がモダ株の中を上がっていって助かったんですけども、であれば、そこに砂利道でもいいからルートをつくっておくべきでないかなと。二度と犠牲者を出してはならないと思うので、そのルートを、何も舗装までしなくとも、モダ株を切って、ここを峰伝いに小学校の避難所まで行けますよということを確保しておいたほうがいいと思うんです。その辺いかがでしょうか。398号ばかりでなくて、ルートは多面的にあったほうが皆さんも逃げやすくていいと思うんですけども、そのお考えはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 上の山避難所に東日本大震災のときに避難した多くの地域の方々というのは、十日町地区と五日町地区あるいは本浜の方々です。そういった方々が上の山で被災しました。その方々は命からがらあの場所から避難をしたということです。当時、そこに避難した方々が私に言うのは、ここは二度と避難所にしては駄目だという話です。その場所にあなたが避難所をつくるということ自体、避難をしながら小学校へ移動するということ自体が命の危険に関わるということをあなたが理解してお話ししているかどうか分かりませんが、私たちは、一番最初に安全・安心な場所に向かうためには、ちょっと距離はあるにしても志津川小学校に逃げたほうが、これは多くの専門の方々も含めてこういった計画をつくっているわけでございます。及川議員お一人の思い、考え方だけでそういうものを変えるという考えは町としては持ってございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 私一人の考えでないんです。そこを通って助かった人たちが多くいるので、町長は私が上の山を避難所にするということをおっしゃいましたけれども、（発言あり）取り消したのであればいいんですけども、私はそうではなくて、上の山から小学校に、避難所に通じる道を、舗装でなくて、そこを通るルートをつくってくれば、そこから小学校に安心して行けますよということを言っているんです。私一人の考えでないです。町民の人たちもそういう、（発言あり）だから、見えている、そういう398号もいいです。車も人も歩きますから混雑することが心配なんです。ルートはあって構わないと思いますよ、1つだけのルートでなくて。車で行く人、徒歩で行く人、標識を目指して小学校に避難する人、それはそれでいいと思いますよ。しかし、目の前に高台があって、避難所に通じることができる場所があるから、そこに避難できるような道、それを山伝いにつくっておいてはどうかな

と、そういうことを言っているんです。私一人の考えではなくて、目の前が上の山という高台だから、多くの人たちがそこから逃げて助かった人たちが大勢いるから、そこを上がった人たちは亡くなつたのではなく、みんな助かったんです、そこを上がっていって。だから今言つてはいるわけです。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 答弁でもございましたように、上の山に避難する方が一定数いるというのは否定しませんし、そこを絶対駄目だということは前からも言っておりません。ただ、避難訓練等全て志津川小学校に避難してくださいと、避難看板もそのようにしつらえております。また、何度もお話ししておりますけれども、あそこは避難所でもございませんし、津波の被災もしておるというふうな中で、あそこに案内するということは役場としてではないということでございます。さんさん商店街に、例えば土日であれば、土地勘のない観光客でございますので、そこは明確に志津川小学校へのルートを示しておりますので、その看板を見て逃げるのであれば、太い道路でもありますし、大勢の人が安全に避難できるということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） あそこに当時は上の山にも水がのつたことは私も承知しております。しかし、今は状況が変わって、護岸というものができています。そうすると、なおさらあそこに上がつただけでも津波の脅威から逃れるということが、精神的にね、逃れることができるの、そこで終わりでなくて、小学校に通じる道があるということ、それがもっと精神的な安全につながると思うので、小学校までの尾根伝いに草刈りをしただけでも、舗装までしなくとも、草刈りを常にしておいて、そこから避難所に行けるよということをしておいてほしいということを申し上げているんです。それから。

○議長（星 喜美男君） 及川議員。今のに対して答弁、総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 繰り返しになるかもしれないですけれども、土地勘のない方々が避難する可能性もございます。そうした場合に、土地勘のない人は上の山に上がつてしまえば安心だと思つてしまふ方もいると思うんです。ですから、町としては公式的にあそこに避難してくださいとは言いませんと言つてはいるんです。緊急の際は否定しません。安心・安全に避難できる志津川小学校までのルートは太い道路でございますので、津波が来るまでの時間がありますから、そこは安全に避難していただくためにそのルートを町として指定しているということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 何回言っても繰り返しになるので、次に移ります。

祈念公園の草刈りですけれども、先ほどいろいろなボランティアの方たちにやってもらっているということなので、それは継続されることだと認識いたしますけれども、この草刈り、職員もやって、建設課の職員もやっているということなんですけれども、毎年継続してやっていくという町長の答弁でした。これをシルバーにお願いすることはできないでしょうか。シルバーもこの仕事を受けると収入になるわけですけれども、そういうお考えがあるのかどうかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 現状として、建設課の職員が年6回草刈りをしております。新潟の方から、掃除ロボットみたいなのがあって、草刈りロボットがありまして、これがほぼ24時間というのは大げさですが、ほぼそれに近い形でずっと草刈りをしております。夜も昼もやっておりますので、そういう意味におきましては、どちらかというと草刈りを必要とするのは築山の面とか、あとは植栽した場所の根っこのはう、そういう場所を主にボランティアの方々にやっていただいておりますので、もし必要な場合にはシルバーのお力もお借りしたいということです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 新年度予算で51万円の緑地管理委託料が予算化されておりますけれども、これはこれでその刈り込みに使えないでしょうか、担当課は分かると思いますけれども、これを使えるとシルバーに払えるお金も出てくるのかなと思われますけれども、この緑地管理委託料51万円、別個に考えていいのかどうなのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 祈念公園の除草等の予算としましては、新年度予算には計上してございません。ただ、樹木の関係については一部、予算として計上させていただいております。手元に令和7年度予算書を持ち込んでないもんですからあれですが、委員がおっしゃる緑地管理は、要は志津川東団地とか中央団地にも緑地がございますので、そちらのはうの経費と思われます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） これは祈念公園と関係ない緑地の関係ということで、この委託料51万円は分かりました。

そうすると、今後これをシルバーに頼むとなってくると町予算でやるしかないということなんですが、それでも、いずれにしても年6回の草刈りということで、建設課の人たちも作業を町内全部しなければならないので草刈り時期になると大変だと思うんです。そういうところをシルバーにも協力してもらえばいいのかなと思うので、提案させていただきました。

それでは、時間もないで、次に移ります。

先ほど前議員も質問しました。震災後、どこの市町村も石に名前を刻んでおります。当町だけはモニュメントの中に入れております。祈念公園内に石碑を望む声が多いので伺うわけですけれども、以前、私がこの件で質問したとき、お盆が来ると皆さんお墓参りに行きますよねということで、それはお亡くなりになった人に会いに、家族に会いに行く、そして語らいをして思い出して、そしてお盆を過ごすという話をした記憶があります。石碑があれば、御遺族だけでなく、皆さんが被災された方々にいつでも会いに行くことができると私は思います。それを町民の皆さん希望しております。でも、答弁の中では、モニュメント、それで終わりにするという町長の答弁でした。しかし、公園内に石碑を建立してほしいという人がいまだに大勢いるのです。当時、私には来ているけれども、町長は自分にはそういう声が来てないとおっしゃられましたけれども、役場職員の石碑が役場敷地内に建立され、9日に除幕となりますけれども、800人以上の犠牲者の声が届かず、職員の石碑が寄附で建立されるということは大変喜ばしいことだと私も思っております。しかし、片や町民はどんな思いになるでしょうか。私は議員としてこの場に立っていられない心境であります。どうすれば建立できるのでしょうか。寄附を募れば建立されるのでしょうか。このままモニュメントで終わりになるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 石碑に、石に刻むということについては、今野議員からも御質問をいただいてお答えをさせていただいておりますし、及川議員からも同様の質問をいただいておりますが、今野議員に答弁したとおりというふうに受け止めていただいて結構だというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 憲法の三原則の1つ、国民主権、2つ目、基本的人権の尊重、3つ目、平和主義とあります。町民は主権者であります。どうぞ町民の願いをかなえていただきますようお願いいたします。

それから、最後になりますが、祈念公園内にある防災庁舎、県有から町に移管されました。

そのときの理由として、町長は自分の代でけりをつけたかったと御説明なされましたが、あの言葉が本心であれば、次期選挙の出馬はいかがされるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町民の声といいますが、モニュメントに安置するということについて 805人の町民の方々が理解をしてもらって、了解をしてもらって進めているものです。そこは 勘違いしないでいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 私は、その資料を開示請求して持っています。中身が違うんです、町長 が言っている言葉と、イエスかノーかでないんです、私は全部持っていますので。

その上で、先ほどの次期選挙の話はどうなのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川議員にお答えする必要はないと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 私に話したくないということでしたけれども、私は仮にもここで議員と した立場で聞いております。

○議長（星 喜美男君） そういう通告もないです。

○8番（及川幸子君） 次に、3件目、道路整備計画について、入ります。

行政区長と議会の懇談会があり、様々な問題提起がありました。その中で道路整備に対する 意見が多くあったので、次の点について伺います。

1つ目、社会資本整備交付金を活用した道路整備の計画について、今後の見通しをお伺いし ます。

2点目、県道払川町向線に対し、町は県にどのような整備を要望しているのかお伺いいたし ます。

3点目、落沢線は令和7年に調査を実施することを話されました、どのような調査をする のかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 3件目の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、御質問の1点目、社会資本整備総合交付金を活用した道路整備の今後の見通しとい うことですが、御存じのとおり、現在、社会資本整備総合交付金を活用して入谷地区におい て町道横断1号線の整備を進めております。全整備延長約2.6キロメートルのうち約1.5キロ

メートル区間を第1期事業区間として整備を実施しているところであります。第1期事業区間の整備進捗率は約80%ということであります。令和7年度の完成を目指し、事業を推進いたしております。また、第1期事業に引き続き、残る約1.1キロメートル区間を第2期事業区間として継続して整備を行う計画であり、令和5年度から道路予備設計にも着手しているところであります。

次に、2点目の御質問であります。さきの議会でも、これは前にも説明しておりますが、当該路線は払川ダムの建設を含む伊里前川の河川改修事業によりその影響範囲は拡幅改良済みとなっておりますが、そこから払川方面に向かっては現状道幅が狭くなっていることは認識をしております。これまでも、観光振興はもとより、地区住民の生活道路としても重要な役割を担う路線でありますことから、利便性の高い交通の実現に向けて、宮城県に対し当該区間の整備要望を行ってまいりましたが、改良整備は困難という回答を町のほうに届けていただいておるところであります。

最後に、御質問の3点目、落沢線の調査についてであります。さきの議会でも御説明させていただいておりますが、官民境界が不明瞭な箇所の確認調査は今年度既に完了しております。来年度以降は工事に着手をしてまいりたいと考えております。事業内容としては、現在工事を進めている町道横断1号線のような大規模な改築ということではなくて、待避所を設置するなどの局部改良や傷んだ舗装の改修といった事業を予定しているところであります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、これも掘り下げていきたいと思います。

1つ目の社総交については、新年度の事業と今までやった令和6年度事業について伺っていきます。

担当課で一生懸命頑張っていることはうかがわれますけれども、町長の答弁では落沢は調査が終わって令和7年度から工事が始まるというふうな説明でしたけれども、併せてその辺も一緒にお願ひいたします。（発言あり）社総交の。（発言あり）それはまた別に、一緒に、令和7年度の社総交事業と令和6年度にやった社総交の説明。（発言あり）落沢はまた後でいいです。落沢はまた後でいいですから、新年度と令和6年度の。

○議長（星 喜美男君） 1つずつやってください。

○8番（及川幸子君） まず新年度と令和6年度の社総交事業の内訳をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町道横断1号線の令和6年度の1期工事実施区間は施工延長220メート

ルで、道路土工とアンカー工を実施いたしているところであります。（発言あり）町道横断1号線、その質問でないの、違うの。（「社総交事業がどのぐらいあったのか」の声あり）だから今言ったの。（「じゃあ続けてどうぞ」の声あり）今言ったの。あと何言えばいいんだ。（「それだけですか」の声あり）だから今、220メートルの道路土工とアンカー工を実施したことです。以上。（発言あり）

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 新年度と令和6年度の事業分です、両方合わせて。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 令和6年まで進捗率82%ですので、残りを新年度でやるということです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 社総交事業としてそれだけですかということです。令和6年度と令和7年度、新年度もそうですかということです。

では、社総交事業が事業によって違うことは承知しておりますけれども、年間認められる事業の額というものは、今お伺いすると入谷横断1号線は社総交を使っているとおっしゃられましたけれども、担当課として、そのほかにまだ使えることがあると思うんですけれども、今後どういうものに社総交を使っていく予定なのか、あるかないかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 社総交で令和6年度にした工事については6,500万円です。令和7年度に社総交で要望している額が1億5,300万円ということになります。それ以外で社総交の要望といいますか、これがうちの町として割り振られている金額というふうに受け止めてもらつて結構だと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 県道払川線なんですけれども、震災のときはとても助けられました。特に歌津地区では助けられました。しかし、その後も歌津側は道幅が狭く、すれ違いできない状況ということは当局も御答弁で話されていました。そして、県ではあとこれ以上はできませんよと言われたということなんですけれども、今後、災害や山火事などが起きると大惨事につながるんです。特に坂の入り口は狭いので緊急性があります。県には今後ないよと言われたにしても、至急、県に要望していただきたいのですけれども、この辺の要望をどのように考えているのか、大船渡の教訓からも言えることなんですけれども、お願ひします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 端的にお答えをさせていただきます。町長答弁にあったとおりでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 大船渡の山火事が1週間以上も消えない様子を見ていると道路状況もネットになることが分かりました。解消すべきところは早くすべきと思って一般質問に出したわけですけれども、払川のダムから払川地区に入っていくところが狭いということは県でも重々承知のはずです。そこを県と相談して、要望しているとはいいうものの、強く要望していただきたいと思うんですけれども、でなければ、県と協議して、そういう社総交などを使う、認定してもらうとか、そういう話をしてもいいのかなと思われるんです。

ついでにと言うと悪いんですけども、坂の貝線の入り口、担当課長も知っているはずですが、入り口が狭くて、志津川分はいいんですけども、歌津分については坂の貝線の入り口がとても、有事のとき車が大変でございます。そういうところも今後拡幅の工事を望むものなんですけれども、見通しをお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 坂の貝線の入り口につきましては、議員も御承知のことと思いますが、県道ではなく、町道でございます。確かにどの路線もセンターラインのある片側1車線というのが望ましいというのは重々承知してございますが、なかなかその事業メニュー、財源という話になりますが、そういった観点におきまして、現段階で当該路線、県道志津川馬籠線からの入り口を拡幅するという計画は現段階ではございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 震災のときも、あそこは道路が崩落して、せっかく坂の貝を通って、入谷を回って通ってきたのを払川から戻らせた、危ないからと戻らせた、そういう記憶もあるんです。そして、あの道路は沿岸部が被災して、志津川、歌津、登米とか、そういう道路でした。また災害が起きるとすると、あそこが貴重な道路となるわけです。ですから、いち早くあそここの入り口だけでも、前に崩落した道路ですから、入り口共々町道改修をしてもらいたいと言っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変恐縮でございますが、通告にございます県道町向払川線ではございませんので、その辺は御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

- 8番（及川幸子君） 県道払川線でないから、町道だから言っているんです、今は。
- 議長（星 喜美男君） 通告されてないということを言っているんだと思います。
- 8番（及川幸子君） 県道の入り口なんです、坂の貝線は。県道にぶつかっている坂の貝線だから、そこを今言っているんです。いいです、通告外であれば、またこの次にやりますから。それでは、落沢線は、地権者の同意をいただき、町に提出されたことを区長が話しておりました。それを踏まえて、先ほど令和7年から、調査が終わって令和7年からやりますという回答をいただきましたけれども、単年度で終わるのか、その辺お伺いします。
- 議長（星 喜美男君） 建設課長。
- 建設課長（及川幸弘君） さきの御質問でもお答えをさせていただいたと思うんですが、単年度では終わりません。複数年度かけて、待避所であったり、あと傷んだ舗装を直していくという計画でございます。
- 議長（星 喜美男君） 及川幸子君。
- 8番（及川幸子君） あそこはたしか2キロぐらいだったと思うんですけども、複数年度ということは何年計画でやる予定でしょうか、お伺いします。
- 議長（星 喜美男君） 建設課長。
- 建設課長（及川幸弘君） 延長につきましては約900メートルでございます。複数年ということでお答えをさせていただいておりますが、今後の財源の見通し等も今のところ明確なところがございませんので、継続でやっていくということで御理解をいただければと思います。
- 議長（星 喜美男君） 及川幸子君。
- 8番（及川幸子君） それこそ社総交を使ってはいかがですか。それから基金もあります。複数年度という含みを持たせましたけれども、900メートルということでした、私は2キロぐらいもあるのかなと思いましたけれども。であれば、もっと短い期間でできるのかなと思います。その辺、もう一度御答弁お願いします。
- 議長（星 喜美男君） 建設課長。
- 建設課長（及川幸弘君） 社総交事業というのは、議員御承知かと思っておったんですが、昔でいうところの補助事業でございます。補助事業を行うには、一定の交通量、何を目的とするかといったような、ちゃんとした青写真がないと、何でもかんでも社総交事業を使えるというわけではございません。それが使えるのであれば、町道のその他路線についても社総交をどんどん入れて順次修繕できるということになるんですが、一定の要件をクリアした上で社総交事業の対象になるということでございますので、その辺は御理解をいただければと思

います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 震災後、皿貝の道路を造るために、ここをダンプがひっきりなしに歩いて路肩を壊してそのままになっているんです。そういうことを篤と御承知ですよね、担当課長は。それからずっと手つかずで14年過ごしてきているんです。私は議員になってずっとこのことを話していますから、最低でも12年はたっているんです。地元の人たちからも再三の要望、最後には同意書までもらって町に届けておりますよ、地区民の人たちの同意書も。覚えていませんか。そういう経緯があって、私から言わせるとこれは復興事業でできたはずです。111億円返していますから、復興事業に該当するべきものでなかったのかなと私は思っていますけれども、そのぐらい重要な道路で、頻繁に工事車両、あそこは近道ですから、今でも車が皆通っているんですよ。そういうことを考えてないんでしょうか。今の交通量は、気仙沼から来てもあそこは早いんですよ。いろいろな車が、もちろん子供たちも高の人たちはあそこを通って中学校に行っている、通学路として行っている、そういう状況なんです。だから私は、ただ単に欲しい欲しいと言っているわけないです。ずっと壊れたままになっているから、歌津の議員たちも現場を見に行ってます。そういう状況です。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ですから、時間はかかりましたけれども、来年度から着手をするということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 理解はするんですけども、何年になるか分からないということですから、私、再度聞いているんです。900メートルのところ、何年かかるか分らない、来年度着手しても。ということは先がとても思いやられるから聞くんです。その辺、町長、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 建設課長が答弁したように、地域の皆さんのお望もあると及川議員が再三おっしゃっていますので、だから今回こうやってやるということで、新年度にちゃんと取りかかりますということです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 新年度に取りかかることは今説明を受けたから分かります。ただ、900メートルのところを何年かかるか分らないという御答弁でしたので、できれば2年ぐらい

のうちに整備していただけないかなと。何年かかるか分からないということは5年かかるかもしれない、4年かかるかもしれない、そういう状況と私は受け止めたので、まずは2年で完了できるのかどうか、町長に再度お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私はその辺の工事の段取りについては分かっておりませんので、建設課長が分かっていればその辺の説明をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 思惑といたしましては、五、六年で終わらせたいというふうには思っておりますが、2年でというお話を議員からいただきましたが、来年度予算はこれからでございますが、結構な予算、900メートルであっても結構な予算がかかりますので、横断1号線のように選択と集中という中で新規の新設改良についてやっておりますが、道路維持管理という位置づけといいますか、くくりの一部ということになりますので、なかなか1路線だけ集中してやって、じゃあほかはやらなくていいのかという問題もございますので、その辺はやらないということではなくて、複数年かかりますが、やりますというお話ですので、その辺は一定の御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 五、六年ということでした。私が議員をやっているかどうか分からないですけれども、とにかく地元の人たちの要望で震災後ずっと言われてきた道路です、これは。社総交、辺地債あるいは基金などを使ってでも2年で完了していただきたいというのが私の本音でございます。五、六年かかるというのをどうしても詰めてやっていただきたいと思うので、時間も過ぎましたけれども、最後に御答弁をお願いします。町長、そのところは、五、六年かかるところを何とか地元の意を酌んで、短くということ、御答弁いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 残念ながら、現場がどういう段取りで進めていくかということについては、建設課のほうで全部進めておりますので、おととい、阿部司議員の御質問にお答えしましたとおり、町内に500を超す町道がありまして、その中で優先順位はどうなんだということを上げさせていただきました。その中で、落沢線については既に優先順位の上のほうに、いわゆる着手をするということに持ってきたわけですので、そこはひとつ地域の皆さんにもどうぞお帰りになって御説明をいただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） いろいろとありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で、及川幸子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時12分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 報告第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例制定に係る専決処分の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、報告第10号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第10号刑法等の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整理に関する条例制定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。
本案は、令和4年6月17日付で公布された刑法等の一部を改正する法律に対応すべく、本年
2月21日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った刑法等の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、同条第2項の規定により議会
に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） それでは、報告第10号専決処分についての細部説
明をいたします。

議案書は1ページから、議案関係参考資料につきましては3ページから8ページとなります。
改正内容につきましては、議案関係参考資料3ページからの新旧対照表で御説明いたします。
3ページをお開き願います。

南三陸町職員の給与に関する新旧対照表でございます。

この条例中、右側、現行に記載のあります「禁固」という文言及び6ページをお開き願いま

す、6ページの情報公開個人情報保護審査会条例の右側、現行に記載の「懲役」という文言がございます。これが刑法改正によって廃止されまして、代わりに「拘禁刑」という文言が創設されることに対応するため、関係条例の文言の改正を行うものでございます。

以下、5ページの消防団員の定員の条例、6ページ、7ページにかけての個人情報保護に関する関係条例、8ページの議会の個人情報の保護に関する条例において、文言の改正を行うものでございます。

なお、当該文言の整理に伴う一部改正につきましては令和7年6月1日から施行されるものでございます。

以上、報告第10号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これをもって報告第10号の件を終わります。

日程第4 報告第11号 南三陸町監査委員条例等の一部を改正する条例制定に係る
専決処分の報告について

○議長（星 喜美男君） 次に、日程第4、報告第11号南三陸町監査委員条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第11号南三陸町監査委員条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

本案は、令和6年6月26日付で公布された地方自治法の一部を改正する法律に対応すべく、本年2月21日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った南三陸町監査委員条例等の一部を改正する条例制定について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） それでは、報告第11号南三陸町監査委員条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についての細部説明をいたします。

議案書は5ページから、議案関係参考資料は9ページからとなります。

最初に、本条例の一部を改正する背景でございます。

地方自治法第243条の2、これは職員による賠償責任の有無及び賠償額を決定する条例でございますけれども、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、当町条例において関係する必要な引用条項の整理を行うものでございます。改正内容につきましては、いずれも制度の内容の改正ではなく、文言の整理でありますので、関係条例の改正を行うものです。

主な改正部分につきましては、9ページの監査委員条例の請求または要求による監査の引用条項から13ページまで記載されております水道設置等条例、病院事業設置条例、訪問看護ステーション事業設置条例、下水道事業設置条例の議会の同意を要する賠償責任の免除に係る引用条項の整理でございます。

簡単ですが、報告第11号の細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第11号の件を終わります。

日程第5 報告第12号 南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例制定に係る専決処分の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、報告第12号南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第12号南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

本案は、令和6年5月31日付で公布された育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律に対応すべく、本年2月21日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） それでは、報告第12号南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について細部説明いたします。

議案関係参考資料で説明いたしますので、14ページをお開き願います。

本条例の一部改正につきましては、内容の改正ではなく、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正による文言の整理でございます。

第18条第3項で非常勤職員に対する部分休業の承認についての規定中、現行の第61条第32項において読み替えて準用する同条29項を改正案により第61条の2第20項に引用条項の文言を整理するものでございます。

ちなみに、この第61条第32項において読み替えて準用する、その読み替えるという意味につきましては「業務」を「公務」に読み替えるという意味でございます。

以上、報告第12号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 課長の説明があつて分かったんですけども、当町ではこういったやつにどれぐらいの方が準用されているのか、もしお分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） その年によって違うんですけども、昨年度につきましては、育児休業、介護休業を含めまして大体8名から9名だったと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、質疑なしと認めます。

これをもって報告第12号の件を終わります。

日程第6 報告第13号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決
処分の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、報告第13号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第13号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

本案は、令和6年12月25日付で公布された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正

する法律に対応すべく、本年2月21日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） それでは、報告第13号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についての細部説明をいたします。

議案関係参考資料で説明いたしますので、15ページをお開き願います。

本条例の一部改正につきましても、内容の改正ではなく、地方公務員法の改正による文言の整理でございます。

暫定再任用職員に関する経過措置に係る引用条項を現行の「附則第9条第3項」を改正案のとおり「附則第9条第2項」に引用条項の文言を整理するものでございます。

簡単ですが、報告第13号の細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これをもって報告第13号の件を終わります。

日程第7 発議第3号 南三陸町議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、発議第3号南三陸町議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は要点部分のみとします。局長。

○事務局長（佐藤正文君） それでは、議員提出議案、1ページを御覧ください。

発議第3号、令和7年2月26日、南三陸町議会議長星喜美男様。

提出者、南三陸町議会議員菅原辰雄。賛成者、同上佐藤正明、同上村岡賢一、同上後藤伸太郎。

南三陸町議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、南三陸町議会会議規則（平成17年南三陸町議会規則第1号）第11条第1項及び第2項の規定により提出します。

2ページをお開きください。

南三陸町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

ここから括弧書きを略して朗読いたします。

第1条、この条例は、南三陸町議会議員が南三陸町に対し請負をする者またはその支配人である場合における請負の状況を公表する等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

第2条、議員は、毎年6月1日から同月30日までの間に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度における南三陸町に対する請負について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

（1）請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払いを受けた総額

（2）前号エに掲げる総額の合計額

2、議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

第3条、議長は、前条第1項の規定による報告の一覧を作成し、公表しなければならない。

第4条、第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2、何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧または写しの交付を請求することができる。

第5条、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 提案理由。議会議員の請負の状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務執行の適正を図るためにござりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」

の声あり) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。(「なし」の声あり) ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (星 喜美男君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第56号 南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長 (星 喜美男君) 日程第8、議案第56号南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長 (佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第56号南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に対応すべく、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 (星 喜美男君) 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長 (千葉 啓君) それでは、議案第56号南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についての細部説明をさせていただきます。

議案書は18、19ページ、議案関係参考資料は19ページから御覧願います。

最初に、本条例制定の背景でございます。

国において、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、町としても法改正に伴い、男女ともに仕事と育児、介護を両立できるようになるため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置拡充等、労働者を支援する措置を講ずることを目的として条例を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、議案関係参考資料の19ページをお開き願います。

新旧対照表で御説明いたします。

第8条の3第2項の超過勤務の免除の範囲の見直しといたしまして、現行では「3歳に満たない子」のある職員としておりますが、これを「小学校就学の始期に達するまでの子」のある職員に拡大をいたします。

第4条では、準用する範囲の見直しを行っているところでございます。

20ページをお開き願います。

関連して、介護休暇に係る文言の整理を行うものでございます。

また、21ページをお開き願います。

第17条の2として、今回の改正では、仕事と介護の両立支援や、その周知の強化に関する条項を新設するものでございます。

この条例につきましては令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第56号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 確認でお聞きしたいと思います。

21ページに示されております第17条の3の件なんですが、相談体制の整備についてどのように予定されているのか、もうちょっと詳しくお聞きしたいのと、あと確認ですが、これは会計年度職員についての対応はどうなのかも併せて確認したいのですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 1点目、相談体制の御質問でございます。

町としては、今年度より精神衛生の専門家に委嘱して、心の病からこういった部分の両立に対するアドバイス等、総務課の職員も入っていろいろ相談も行っているというふうな経過もございます。

また、会計年度任用職員もかというふうな御質問でございますけれども、会計年度職員も同じでございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 今回、育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法の改正に伴うものというふうに承知しておりますが、内容を見ると結構柔軟化されており、例えば休暇の取得も

分けて取れるとか、いろいろ使う側にとってはすごく使いやすくなるような改正に見えるんですが、逆に管理する側については、例えば介護休業についても通算最大93日までとなっておりますけれども、3回を上限としたとか、実は何年で93日というのも条文を見ると明確には書いてないように思えるんですけれども、これは1年の中で93日であるのか、その93日を使い切ってしまったとすると、介護というのは恐らく長期にわたるような想定もされますので、そういうところの対応も町としてはそこまで考えられているのか、そこを確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 確かに難しい解釈の部分もあるんですけれども、今回の改正につきましては、あくまで労働者にとって柔軟な選択というふうな部分に主眼が置かれているというふうに解しておりますし、もっと言うと離職防止というふうな観点からこのような法改正になっているというふうなところでございます。

そもそも次世代育成対策推進法の有効期限というのが今後10年間延長されるというふうなこともありますので、そういった意味で、現行のいい部分、悪い部分、その辺は選択しながら、労働者の側に立った対応をしていくというふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 分かりました。

最後にお聞きしますが、利用する側にとって、使っていただきたい制度であるがゆえに、すごく管理は大変というふうに思いますので、特に半日休暇もオーケーとか、カウントも分けてとかいろいろあるので、かなり把握するのも難しい、難しいとなると結局何かそこにトラブルが発生しないことを祈りますけれども、ぜひそこは相互に理解し合えるような制度運用をお願いしたいと思うんですが、その辺のお考えをお聞きしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） あくまで労働者の側に立って事業主側ができる、そういった措置というふうな部分でございますので、そこは議員おっしゃられるように、なるべく働きやすい職場というふうなことを心がけて制度を運用してまいります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

分からぬから聞くんですけれども、今回法律の改正ということで、町職員のあれが変わる

わけなんですかけれども、ちなみに、普通の一般で働いている、例えば町内の人たちが働いている職場環境もこのような形になるのか、しなければいけないのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 今回の法改正の適用範囲の御質問でございますけれども、現行1,000人以上というふうな従業員を雇っている事業主というものを今回300人というふうに縮小されました。したがって、来月4月1日から施行されるこの法律につきましては、常時雇用する労働者の人数が300人以上の企業というふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 当町ではそういった該当するところがあるのかどうかだけ伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 町をまたがる企業は300人以上いると思いますけれども、当町だけに限ると、いないのではないかと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第57号 南三陸町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第57号南三陸町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第57号南三陸町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、南三陸町育英資金貸付基金の貸付け対象者の要件を見直したいため、所要の改正を行います。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） それでは、議案第57号の細部につきまして御説明を申し上げます。

議案書につきましては20ページ、議案関係参考資料は22ページ並びに23ページ目となってございます。具体的な説明につきましては、議案関係参考資料をもって行わせていただきます。

初めに、議案関係参考資料22ページ目を御覧ください。

条ごと順に御説明を申し上げます。

現行の第2条、第3条についての見直しでございます。

これまで共通の見出しを付して貸付け対象者として2条立てにより規定してございました内容につきまして、文言の整理を含め、新たな第2条として設定をするものでございます。その上で、新たに設定いたします第2条改正案の欄に表示の部分について御覧をいただければと思います。

新たな第2条におきましては、第2項を設けてございまして、第1項各号に定める育英資金の貸付け対象者となり得る前提要件を一部適用除外とするものでございます。この第2条第2項が今般の条例改正の主たる部分に当たるといったことになります。

背景といたしましては、町長の行政報告にもございましたとおり、本年1月31日、本町、南三陸高校並びに仙台大学におきまして、保育士等の養成・定着に関する協定を締結したところでございます。

ここで、改めてその協定の内容に関しまして御説明申し上げますと、南三陸高校の生徒について、いわゆる自治体推薦として仙台大学にお受けいただく、当該生徒にあっては4年間、保育士または幼稚園教諭としての資格を取得すべく御努力をいただいた後、町内の施設への就業を目指していただくと、そうしたことの実現に向けた仕組みでございます。

新たな第2項におきまして、適用除外とする2つの点は、通常としては求められる保護者の住所要件と経済的事情であり、事実上、今般の協定に基づく進学者にあってはそれらの要件の合致を必要としない。結果、町外から南三陸高校に通う生徒の方、kizuna留学生も含める形となります。適用対象としてあらかじめの設定を行うものでございます。

本件見直しは、先ほど申し上げました三者の協定による町の役割とも言えるものでございまして、これによりまして、ひいては町で進める高校魅力化事業、南三陸高校の魅力の向上に資するものと考えるところでございます。

第6条以降の改正につきましては、例えば第6条でありますれば、貸付け自体に係る主体、主語の整理といったように、主として文言の整理を行わせていただくものでございます。

以上が条例改正の背景を含む内容となりまして、改正条例の施行は本年4月1日と予定するものでございます。

御審議よろしくお願ひをいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いします。

仙台大学の話がありましたけれども、それ以外の大学も該当になるということでよろしいのか。それから、住所要件、親権者の住所が町内にあるということなんですけれども、k i z u n a 留学生の人たちの取扱いによって住所要件ができたのか、その辺、もう一度お願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） まず1点目の仙台大学以外の学校ということでございますけれども、さきの一般質問の際にも町長が若干触れさせていただいてございますとおり、大学への自治体推薦といったことは初の試みでございます。ですので、通常の貸付け対象者には他の大学が含まれますが、特例としての取扱いにつきましては、自治体推薦枠ということで協議が整っておりますのは仙台大学ですので、そちらに限られるといった結果となります。

また、保護者の住所要件でございますが、改正案の内容をもう一度申し上げますと、第2条を御覧いただくと第2項で定めておりますのは要件の適用除外を定めてございます。したがいまして、第2条第1項3号の要件はその特例を適用しない方々の要件となりますので、今回の見直しによって保護者の住所要件といったものを必要としない、すなわち南三陸 k i z u n a 留学生も希望がござりますればこの制度を活用できるといった答えになります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 制度が2パターンあるという解釈でよろしいですね。通常の大学生は別ですよと、これはあくまでも特例ということで、仙台大学に限るということの解釈でよろしいですね。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 2パターンあるといいますか、通常の貸付け対象者として整理される方と特例として整理される方という2つの区分があります。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今回の改正は先ほど説明あるように仙台大学の件が絡んでいるということで分かったんですけれども、そこで伺いたいのは、説明によると保育士の養成というんですか、そういったのを主にというそういう説明があったんですが、仙台大学というのは先ほどのあれで見たら体育大学なんですよね。幼稚体育科、何科でしたっけ、そういったところに入るとそういった資格が取れるというそういうことをうたっていました。

そこで伺いたいのは、今回、このような協定を結ぶに当たって、これまで実績として、仙台大学のここで資格を取った方が勤めている実績等あるのか、全般的に当町に勤めている保育士は資格をどこの、専門学校とか短期大学とかで取得するんでしょうけれども、そういった分布図というんですか、どのようになっているのか、その辺、取りあえず伺いたいのと。

あと、各種奨学金なんですけれども、ここ二、三年ですか、貸与型だと卒業してから大きい重荷になるというそういうこともうたわれていますが、そこで、数ある自治体の中で貸与型の奨学金も検討している、やっているところもあると思われるんすけれども、当町では今後、貸付けではなくて、貸与型の奨学金も検討する必要性、余地はあるのか、（「給付型」の声あり）給付型でしたっけ、貸与ではなくて、それを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） まず1点目、仙台大学の専攻学科でございますけれども、議員御指摘のとおり、柱として公表されているのは体育学科と言われる学科ですけれども、今回の協定に基づく学科といたしますと、子ども運動教育学科という学科をお持ちでして、そちらのほうで4年間、御努力をいただいて資格取得等につなげていただくということでございます。

また、どの分布といったお話があったんですが、仙台大学のほうで例えば保育士の資格、幼稚園教諭の資格を取った方が、どういった方面、方向に就職されているかというのは、そこまでの追跡のデータというのはいただいてございません。（発言あり）町のほうですか。（発言あり）南三陸町としますれば、これまでではないという形になろうかと思います。

あとは、実際の育英資金の貸付けといった部分は教育委員会のほうに運用をお願いしているところでございますけれども、議員御指摘の給付型といったもので、例えば本町の既存の制度であれば医学生の修学資金が該当すると思いますが、今回お諮りをいたしてございます貸付基金については貸与型に変わりなく運用させていただくといったことでございますので、現段階でこの奨学金を用いて進学された方々、これを貸与ではなく給付型にスライドするといった予定は現段階ではございません。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（発言あり） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 今野議員、その辺の質問は個人のプライバシーに
関わる部分でございます。その辺は御容赦いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そういう形で協定を結んだということですのあれなんですか
も、今後、その大学を出た方がこちらに戻ってくるということを期待するほかないと
思います。
そこで、先ほど聞いた給付型でしたっけ、そういうたやつは、今回のこれにかかわらず、奨
学金という形で今後検討していく余地というか、考えはあるのかどうか、その辺を伺いたい
と思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 現段階では育英資金の内容について給付型にスライドするといった
考えは有してございません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようありますので、
これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって討
論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第58号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定 について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第58号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第58号南三陸町国民健康保険税条例の一部
を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、国民健康保険税の税率について、宮城県が示す標準保険料率に近づけるため、所要
の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それでは、議案第58号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

改正条例本文は議案書23ページから26ページ、議案関係参考資料は24ページから33ページとなっております。議案関係参考資料24ページで御説明いたしますので御覧願います。

まず、1の条例改正の理由につきましては、記載のとおりでございまして、国民健康保険財政の健全な運営及び国民健康保険税の負担の適正化を図るために、宮城県の示す市町村標準保険料率等の算定を踏まえた課税額に近づけるための改正を行うものでございます。

次に、改正の背景でありますが、国保財政の運営につきましては、平成30年度から宮城県が主体となりまして、保険給付費の財源は県において必要な医療費等の総額を推計し、市町村ごとに算定した事業費納付金と標準保険料率を市町村に示し、その標準保険料率を基にした国保税率で賦課徴収して、県に事業費納付金として納付するものであります。

本町においては、これまで国・県の交付金や財政調整基金等の運用によりまして、被保険者の負担軽減を図るべく、標準保険料率を下回った税率で賦課徴収してまいりました。

そういう状況の中、国におきましては各都道府県内での保険料水準の統一を推進しておりまして、宮城県においては令和12年度から保険料水準の完全統一を目標とする方針としていることから、今後、被保険者の負担を抑えつつ税率を徐々に改定して、急激な税率の上昇を緩和しながら標準保険料率に近づけるための改正を行うものであります。

次に、条例改正の概要でありますが、表に示してありますように、国民健康保険税の所得割額の税率、それから被保険者均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ以下のとおり改正するものであります、まず基礎課税分、医療分につきましては、所得割、現行5.6%から改正案として6%で0.4%の増、同様に均等割2万6,000円から2万7,000円で1,000円の増、平等割が2万1,000円から2万2,000円で1,000円の増、次に真ん中、後期高齢者支援金分、これにつきましては所得割2.1%から2.3%で0.2%の増、均等割が1万円から1万1,000円で1,000円の増、平等割7,000円から8,000円で1,000円の増、次に右端、介護納付分につきましては、所得割1.6%から1.8%で0.2%の増、均等割1万1,000円から1万2,000円で1,000円の増、平等割については据置きしております。

なお、参考として記載しておりますが、現行税率と実際に宮城県から示されている当町の令

和7年度の標準保険税率、仮算定の数字でございますけれども、これとの比較では表のとおりでありますて、今回は急激な負担増を抑えた形で改正することといたしました。

施行期日につきましては令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の国民健康保険税から適用するものといたします。

国保税につきましては、数年前から税率の引上げを検討してまいりましたが、近年、物価高騰等の状況もございまして、被保険者の負担軽減を図るべく据置きとしていたところであります、統一化に向けた県内市町村の動向や今後の国保財政の健全運営、完全統一を見据えた場合の急激な負担増を抑えるべく、改正となりますことに御理解をお願いいたします。

なお、本改正につきましては、南三陸町国民健康保険運営協議会に諮問し、諮問どおりとする答申がなされております。

次ページ、25ページから33ページまでは新旧対照表となります。

以上、議案第58号の細部説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 課長の説明で、令和12年に向けてだんだん差を埋めていくというそういう説明がありました。

そこで、今回、1,000円、500円、中には750円ですか、そういった形のあれが上がるわけなんですけれども、それも今回の措置としては激変緩和の例だと思いますけれども、この改正によって、試算しているかどうか分からないですけれども、当町でどれぐらいの税収という言い方もあるので、被保険者がどれぐらい全体的に負担増になるのか、1件1件ではなくて、ざっくりした形で例えば幾らというそういうのを試算しておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 全体の額で申し上げますと、来年度予算において現在の税率で試算した場合と改正後の税率では1,800万円の増となります、全体で。それを被保険者数で換算しますと1人当たり大体9万5,684円という見込みですけれども、そうしますと1人当たり大体5,628円の負担増となる試算であります。（「終わります」の声あり）

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにありますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第59号 南三陸町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第59号南三陸町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第59号南三陸町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（山内徳雄君） それでは、議案第59号の細部説明について御説明申し上げます。

改正条例本文は議案書28ページから29ページまで、議案参考資料は34ページから40ページまでとなっております。議案関係参考資料により御説明いたしますので、34ページをお開きください。

まず条例改正の理由ですが、水道整備管理行政に携わる職員数の減少により、布設工事監督者及び水道技術管理者の確保が困難になっておりますことから、同監督者及び同管理者の資格要件を見直す水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正が行われました。このことにより、南三陸町水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の関係規定の所要の改正を行うものでございます。

続いて、条例の改正内容でございます。

（1）条例第3条、水道法第12条布設工事監督者でございます。

布設工事監督者とは、水道の布設工事や水道施設工事において技術上の監督業務を行う者でございます。布設工事監督者の資格要件、向かって左側の表1が改正前の資格要件となってございます。向かって右側、表2が改正後の内容となっており、赤字が変更点または追加された内容となっております。改正後は、資格要件の対象範囲の拡大、実務経験年数が短縮された内容となり、これまでより要件が緩和された改正内容となってございます。

続いて、35ページをお開きください。

（2）条例第4条、水道法第19条水道技術管理者でございますが、業務内容としては、水道事業における水質等の基準の遵守や給水の判断など、技術上の事務に係る責任者でございます。こちらの資格要件の改正内容でございますが、改正前が向かって左側の表3でございます。その右側の表4が改正後の内容でございまして、赤字が変更点あるいは追加された内容となってございます。こちらについても布設工事監督者と同様に、改正後は資格要件の対象範囲が拡大、実務経験年数が短縮された内容となってございます。

施行期日につきましては令和7年4月1日でございます。

36ページ以降、40ページまでが新旧対照表となってございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 所長より、布設工事監督者、水道技術管理者について、資格要件の緩和ということで説明ありました。

そこで伺いたいのは、現在というか、これまで当町は、資格がないというんですか、そういう方を探すので苦労して工事してきたとか、そういう実績というのも変なんですか、それとも、あったのか、当町ではこういった管理者を十分当てられていたのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（山内徳雄君） これまで監督者や管理者について職員の配置に苦労があつたかという内容でございますけれども、監督者のほうがなかなか人員の配置が難しかったというふうに聞いてございます。また、管理者のほうについては、先ほどの表1であつたり表3ということでお示ししてございますが、このほかに、経験年数がなくても直接講習を行つてこういった資格を取得することができるということもありまして、そういう部分で対応

しておりました。いずれにしましても、ある程度苦労は、人員配置に苦労はございまして、この改正になればこれまでよりは配置がよくなるのではないのかなというふうに期待してございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今回の改正で楽になるというそういうことで分かりましたけれども、さらに伺いたいのは、現在、先ほど所長の説明にあったように若干苦労しているということだったので、こういった規定に外れたというか、罰則規定に当たるような工事とか何か、当然ないでしようけれども、所長が分かる範囲内でそういった事案があったかどうか、その辺を伺って終わりとします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（山内徳雄君） 法的に不適切な事案があったかどうかということですけれども、そういったことは全くございません。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。阿部司君。

○2番（阿部 司君） 技術職員の養成というふうなことで、経験年数を今までより短縮、約半期間で人を養成するんでしょうけれども、実質上、皆さんお分かりのとおり、埼玉でいろいろな事故とか起きています。それらの実務経験がある人と、今回短期間で人を養成する、そういうふうな手法で人を確保するんですけれども、こういうことは当然必要だと思います。私も賛成なんですけれども、ただ、内部牽制しながらこういう技術の短期間の養成というのを補完するような仕組みをつくっていかないとなかなか難しいのではないかなど、そういうふうな観点であります。それだけです。

○議長（星 喜美男君） 答弁要りますか。（「答えられれば」の声あり） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（山内徳雄君） 確かに、議員がおっしゃるように、講習に行って短期間で資格を得るということについては不安があると思います。うちのほうでは経験者のほうを、もちろんそういう手法もありますけれども、経験した職員が当たるわけですけれども、当然先にいる経験者もあります。もちろん研修などもあります。サポートしながらそういった研修にも参加させて、そういう事故のない事業を今後も進めていくようにしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、明7日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明7日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

どうも御苦労さまでした。

午後3時29分 延会